



第7回 定時株主総会 招集ご通知

平成25年6月25日(火曜日) 午前10時開催

第7回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	32
I 企業集団の現況に関する事項	32
II 株式に関する事項	56
III 新株予約権等に関する事項	57
IV 会社役員に関する事項	57
V 会計監査人に関する事項	63
VI 会社の体制および方針	64
連結計算書類	67
個別計算書類	80
監査報告書	90

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
国際石油開発帝石株式会社
代表取締役社長 北 村 俊 昭

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類(本書5～31頁)をご検討下さいますして、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

【書面によって議決権を行使していただく方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日(月曜日)営業時間の終了時(午後5時25分)までに到着するようご返送下さい。

【電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使していただく方法】

「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使についてのご案内」(本書3～4頁)をご確認の上、平成25年6月24日(月曜日)営業時間の終了時(午後5時25分)までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館地下2階「アスコットホール」
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項** 1. 第7期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役16名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
第5号議案 社外取締役および監査役の報酬額改定の件

なお、第2号議案につきましては、普通株式にかかる種類株主総会を兼ねております。

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知下さいますようお願い申し上げます。
- (3) 議決権行使書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効なものとしたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとしたします。

以上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.inpex.co.jp/>)において、修正後の内容を掲載させていただきます。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使についてのご案内

電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合は、下記の事項をお読みいただき、ご利用下さいますようお願い申し上げます。

記

【インターネットによる議決権の行使について】

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(下記 URL をご参照下さい)をご利用いただくことによつてのみ可能です。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の**議決権行使コード**および**パスワード**が必要となります。
- (3) 今回ご案内する**議決権行使コード**および**パスワード**は、本総会に関してのみ有効です。次回の総会の際には、新たに**議決権行使コード**および**パスワード**を発行いたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (5) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (6) インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>または <https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスして下さい。なお、午前3時～午前5時は上記 URL にアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押して下さい。議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使して下さい。

3. ご利用環境

- ◎パソコン Windows®機種
- ◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer5.5 以上
- ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 1024×768 以上をご推奨いたします。

※一部の高性能携帯端末(スマートフォン等)については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。また、携帯電話による議決権行使については、対応しておりません。

※Microsoft、Windows は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化(SSL128bit)技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等がご不明の場合は下記にお問い合わせ下さい。

みずほ信託銀行(株) 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日休日を除く)

【機関投資家の皆様へ】

機関投資家の皆様につきましては、電磁的方法による議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、国内外における探鉱・開発活動ならびに供給インフラの整備・拡充等への積極的な投資を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量および生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と、配当による株主の皆様への利益の直接的な還元との調和を中長期的な視点を踏まえつつ図っていくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金3,500円

当社甲種類株式1株につき 金3,500円

配当総額 金12,778,129,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日

なお、既にお支払いしている中間配当金1株につき3,500円(総額12,778,129,000円)を加えた年間配当金は、前期と同じく1株につき7,000円(総額25,556,258,000円)となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 変更案1

社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法に基づき、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

② 変更案2

当社株式の投資単位の引き下げにより、幅広い投資家層が当社株式により一層投資しやすい環境を整えることで投資家層の拡大を図ることを目的として、また、平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社普通株式1株を400株に分割するとともに、普通株式の単元株式数を100株、また、株式分割を行わない甲種類株式の単元株式数を1株とする、単元株制度を採用いたします。

これに伴い、発行可能株式総数の変更並びに単元株式数、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の売渡請求の各規定を新設するものであります。また、普通株式の株式分割の実施に伴い、株式分割を行わない甲種類株式について、配当等に関する権利を分割前の普通株式と同等になるように必要な変更を加えるとともに、規定の新設に伴う条数の繰り下げ等を行うものであります。

なお、本定款変更は平成25年10月1日をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

① 変更案1

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>第1条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第38条</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第<u>38</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第<u>39</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第46条</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第<u>45</u>条～第<u>48</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>47</u>条～第<u>50</u>条 (現行どおり)</p>

② 変更案2

(下線部は変更部分を示します。)

変更案1による変更後の定款	変 更 案 2
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,000,001株</u>とし、 普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>9,000,000株</u>、 甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,600,000,001株</u>とし、 普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>3,600,000,000株</u>、 甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。</p> <p><u>(单元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の单元株式数は、普通株式につき100株とし、 <u>甲種類株式につき1株とする。</u></p> <p><u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、 <u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>

変更案 1 による変更後の定款	変 更 案 2
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 7 条～第 9 条 (条文省略)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>第 3 章 種類株式</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の選解任) 第 12 条 (条文省略) 2 第 28 条第 3 項ないし第 5 項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項に定める「取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の 100 分の 20 以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、本条においては、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件(以下「取締役の選任または解任に関する 100 分の 20 要件」という。)が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。</p>	<p>(<u>单元未満株式の売渡請求</u>) <u>第 9 条</u> <u>当会社の株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</u></p> <p>第 10 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 甲種類株式</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の選解任) 第 15 条 (現行どおり) 2 第 32 条第 3 項ないし第 5 項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項に定める「取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の 100 分の 20 以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、本条においては、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件(以下「取締役の選任または解任に関する 100 分の 20 要件」という。)が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。</p>

変更案1による変更後の定款	変更案2
<p>3 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議後、甲種類株主による異議申立てなく第28条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任に関する100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。</p> <p>(重要な資産の全部または一部の処分等) 第13条 (条文省略)</p> <p>2 当会社子会社の重要な資産の処分等については、第33条に基づく取締役会の承認決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。</p> <p>(定款変更) 第14条 以下の事項に関する定款変更については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。</p> <p>① 当会社の目的 ② 当会社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与</p> <p>(統合) 第15条 (条文省略)</p>	<p>3 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議後、甲種類株主による異議申立てなく第32条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任に関する100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。</p> <p>(重要な資産の全部または一部の処分等) 第16条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社子会社の重要な資産の処分等については、第37条に基づく取締役会の承認決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。</p> <p>(定款変更) 第17条 以下の事項に関する定款変更については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。</p> <p>① 当会社の目的 ② 当会社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された甲種類株主総会における議決権を除く。)の付与</p> <p>(統合) 第18条 (現行どおり)</p>

変更案1による変更後の定款	変 更 案 2
<p>2 第28条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項①に定める「合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件、前項②に定める「株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件、および前項③に定める「株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件(以下、個別にまたは総称して、「合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件」という。)が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。</p>	<p>2 第32条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項①に定める「合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件、前項②に定める「株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件、および前項③に定める「株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件(以下、個別にまたは総称して、「合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件」という。)が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。</p>

変更案1による変更後の定款	変更案2
<p>3 甲種類株主による異議申立てなく第28条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。</p> <p>4 当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において取締役の選解任の定めが含まれる場合は、当該取締役の選解任に関する甲種類株主総会の要否については、第12条第1項の規定にかかわらず第1項の規定に従ってこれを決する。</p> <p>5 当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当会社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、第1項の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、第14条の規定に従ってこれを決する。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当および中間配当)</p> <p>第19条 甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当と同額にて行われる。</p>	<p>3 甲種類株主による異議申立てなく第32条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。</p> <p>4 当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において取締役の選解任の定めが含まれる場合は、当該取締役の選解任に関する甲種類株主総会の要否については、第15条第1項の規定にかかわらず第1項の規定に従ってこれを決する。</p> <p>5 当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当会社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、第1項の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、第17条の規定に従ってこれを決する。</p> <p>第19条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当および中間配当)</p> <p>第22条 甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当の額に400を乗じて算出される額にて行われる。</p>

変更案 1 による変更後の定款	変 更 案 2
<p>(残余財産の分配) 第20条 甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額と同額の残余財産分配請求権を有する。</p> <p>(種類株式の取得請求権および取得条項) 第21条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 本条に基づく甲種類株式の取得価格は、第1項の場合は取得請求日、第2項の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>(招集) 第22条 (条文省略) 2 株主総会は、取締役会の決議に基づいて社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p>	<p>(残余財産の分配) 第23条 甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額に400を乗じて算出される額の残余財産分配請求権を有する。</p> <p>(甲種類株式の取得請求権および取得条項) 第24条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 本条に基づく甲種類株式の取得価格は、第1項の場合は取得請求日、第2項の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価に400を乗じて算出される額によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>(招集) 第25条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>

変更案1による変更後の定款	変更案2
<p>3 第3章の規定に基づき、当会社株主総会決議に加え甲種類株主総会の決議が必要となる事項については、当会社株主総会の招集通知において、当該決議事項については甲種類株主総会決議が必要である旨を記載するものとする。ただし、第12条および第15条に規定する場合であって、第28条第3項の規定に基づき甲種類株主総会を開催しない旨を甲種類株主に通知する場合には、甲種類株主総会決議が必要となる場合がある旨を記載するものとする。</p> <p>(議長) 第23条 社長は、株主総会の議長となる。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第24条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議) 第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>3 第3章の規定に基づき、当会社株主総会決議に加え甲種類株主総会の決議が必要となる事項については、当会社株主総会の招集通知において、当該決議事項については甲種類株主総会決議が必要である旨を記載するものとする。ただし、第15条および第18条に規定する場合であって、第32条第3項の規定に基づき甲種類株主総会を開催しない旨を甲種類株主に通知する場合には、甲種類株主総会決議が必要となる場合がある旨を記載するものとする。</p> <p>(議長) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(決議) 第28条 (現行どおり)</p>

変更案 1 による変更後の定款	変 更 案 2
<p>(議決権の代理行使) <u>第26条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) <u>第27条</u> 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(甲種類株主総会) <u>第28条</u> (条文省略) 2 (条文省略)</p>	<p>(議決権の代理行使) <u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(議事録) <u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>(普通株式の株主による種類株主総会) <u>第31条</u> <u>第25条第2項、第26条、第27条、第28条、第29条および第30条の規定は、普通株式の株主による種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2 第13条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される普通株式の株主による種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>(甲種類株主総会) <u>第32条</u> (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>

変更案1による変更後の定款	変更案2
<p>3 当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。第12条または第15条第1項①②③に定める甲種類株主総会を開催しない旨の通知を送付する場合には、当会社は、甲種類株主総会を開催する必要がないと判断するに至った全ての資料等(これらには大量保有報告書の写し、大量保有報告書提出者にかかる有価証券報告書その他の情報を含むがこれらに限定されない。)を甲種類株主に対し提出するものとする。</p> <p>4 甲種類株主は、第3項に基づき甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において(1) 第12条に定める取締役を選任または解任する旨の決議、または(2) 第15条第1項①②③それぞれの本文に定める場合において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができるものとする。かかる異議申立ては、当会社株主総会の決議日から2週間以内になされなければならないものとする。当会社は、かかる異議を受領した後1週間以内に、取締役の選任または解任に関する100分の20要件または合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件(以下「甲種類株主総会開催要件」と総称する。)を充足しているか否かを判断の上、その結論を甲種類株主に通知する。当会社は、甲種類株主総会開催要件を充足していると判断した場合には、甲種類株主宛に甲種類株主総会の招集通知を発するものとする。</p>	<p>3 当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。第15条または第18条第1項①②③に定める甲種類株主総会を開催しない旨の通知を送付する場合には、当会社は、甲種類株主総会を開催する必要がないと判断するに至った全ての資料等(これらには大量保有報告書の写し、大量保有報告書提出者にかかる有価証券報告書その他の情報を含むがこれらに限定されない。)を甲種類株主に対し提出するものとする。</p> <p>4 甲種類株主は、第3項に基づき甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において(1) 第15条に定める取締役を選任または解任する旨の決議、または(2) 第18条第1項①②③それぞれの本文に定める場合において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができるものとする。かかる異議申立ては、当会社株主総会の決議日から2週間以内になされなければならないものとする。当会社は、かかる異議を受領した後1週間以内に、取締役の選任または解任に関する100分の20要件または合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件(以下「甲種類株主総会開催要件」と総称する。)を充足しているか否かを判断の上、その結論を甲種類株主に通知する。当会社は、甲種類株主総会開催要件を充足していると判断した場合には、甲種類株主宛に甲種類株主総会の招集通知を発するものとする。</p>

変更案 1 による変更後の定款	変 更 案 2
<p>5 (条文省略)</p> <p>6 当会社株主総会において取締役の選任または解任の決議が行われた場合であっても、<u>第12条</u>に基づき、必要な甲種類株主総会の決議が得られ、または、第4項に定める異議申立てなく異議申立てのための期間が経過するまでの間(ただし、第4項の定めにかかわらず異議申立ての期間経過以前に異議申立てを行わない旨の通知が当会社になされた場合には当該通知の受領時点までの間)は、従前の取締役が引き続きその任にあたる。</p> <p>7 <u>第23条</u>、<u>第26条</u>および<u>第27条</u>の規定は、甲種類株主総会において準用する。</p>	<p>5 (現行どおり)</p> <p>6 当会社株主総会において取締役の選任または解任の決議が行われた場合であっても、<u>第15条</u>に基づき、必要な甲種類株主総会の決議が得られ、または、第4項に定める異議申立てなく異議申立てのための期間が経過するまでの間(ただし、第4項の定めにかかわらず異議申立ての期間経過以前に異議申立てを行わない旨の通知が当会社になされた場合には当該通知の受領時点までの間)は、従前の取締役が引き続きその任にあたる。</p> <p>7 <u>第26条</u>、<u>第29条</u>および<u>第30条</u>の規定は、甲種類株主総会において準用する。</p>
<p>第5章 取締役および取締役会</p>	<p>第5章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数および選任方法)</p>	<p>(取締役の員数および選任方法)</p>
<p><u>第29条</u> 当会社の取締役は、16人以内とし、当会社株主総会の決議によって選任する。ただし、<u>第12条</u>の場合には、甲種類株主総会の承認を必要とする。</p>	<p><u>第33条</u> 当会社の取締役は、16人以内とし、当会社株主総会の決議によって選任する。ただし、<u>第15条</u>の場合には、甲種類株主総会の承認を必要とする。</p>
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p><u>第30条</u>～<u>第32条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第34条</u>～<u>第36条</u> (現行どおり)</p>
<p>(当会社子会社の重要な資産の処分等)</p>	<p>(当会社子会社の重要な資産の処分等)</p>
<p><u>第33条</u> 当会社子会社(<u>第11条</u>(7)に定める意義を有する。以下本条において同じ。)の重要な資産の処分等(<u>第11条</u>(8)に定める意義を有する。以下本条において同じ。)については、当会社子会社の株主総会の決議における当会社の議決権行使に先立ち、当会社の取締役会および甲種類株主総会の承認を必要とする。</p>	<p><u>第37条</u> 当会社子会社(<u>第14条</u>(7)に定める意義を有する。以下本条において同じ。)の重要な資産の処分等(<u>第14条</u>(8)に定める意義を有する。以下本条において同じ。)については、当会社子会社の株主総会の決議における当会社の議決権行使に先立ち、当会社の取締役会および甲種類株主総会の承認を必要とする。</p>

変更案 1 による変更後の定款	変 更 案 2
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第 <u>34</u> 条 (条文省略)	第 <u>38</u> 条 (現行どおり)
2 <u>第32</u> 条第5項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。	2 <u>第36</u> 条第5項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。
第 <u>35</u> 条～第 <u>50</u> 条 (条文省略)	第 <u>39</u> 条～第 <u>54</u> 条 (現行どおり)

第3号議案 取締役16名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(16名)は任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	くろ だ なお き 黒田直樹 (昭和15年12月18日生)	昭和38年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成4年6月 資源エネルギー庁長官 // 5年8月 (株)東京銀行(現株)三菱東京UFJ銀行)顧問/ 三井海上火災保険(株)(現三井住友海上火災 保険(株))顧問 // 7年8月 住友商事(株)顧問 // 8年6月 同社 常務取締役 // 11年6月 インドネシア石油(株)(国際石油開発(株))非 常勤取締役 // 13年4月 住友商事(株)代表取締役副社長 // 16年8月 同社 特別顧問 // 16年9月 国際石油開発(株)代表取締役副社長 // 17年6月 同社 代表取締役社長 // 18年4月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現 当社)代表取締役社長 // 22年6月 当社 代表取締役会長(現)	普通株式 62株
2	すぎ おか まさ とし 梶岡雅俊 (昭和20年1月1日生)	昭和43年4月 帝国石油(株)入社 平成6年4月 同社 技術部長 // 7年3月 同社 理事 // 8年3月 同社 取締役 // 11年3月 同社 常務取締役 // 14年3月 同社 専務取締役 // 17年3月 同社 代表取締役社長 // 18年4月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現 当社)代表取締役 // 20年10月 当社 代表取締役 技術統括、環境保安 およびコンプライアンス担当 // 22年6月 当社 代表取締役副会長 技術統括、HSE およびコンプライアンス担当(現)	普通株式 67株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">きた むら とし あき 北 村 俊 昭 (昭和23年11月15日生)</p>	<p>昭和47年 4 月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成14年 7 月 貿易経済協力局長 // 15年 7 月 製造産業局長 // 16年 6 月 通商政策局長 // 18年 7 月 経済産業審議官 // 19年11月 東京海上日動火災保険(株)顧問 // 20年 4 月 早稲田大学大学院客員教授 // 21年 8 月 当社 副社長執行役員 // 22年 6 月 当社 代表取締役社長(現)</p>	<p>普通株式 37株</p>
4	<p style="text-align: center;">ゆ い せい じ 由 井 誠 二 (昭和24年 3 月17日生)</p>	<p>昭和50年 4 月 インドネシア石油資源開発(株)(国際石油開発(株))入社 平成11年 9 月 同社 ジャカルタ事務所長 // 12年 6 月 同社 取締役ジャカルタ事務所長 // 15年 3 月 同社 取締役探鉱第一部担当支配人兼探鉱第二部担当支配人 // 15年 6 月 同社 常務取締役 // 16年 4 月 ジャパン石油開発(株)常務取締役 // 18年 3 月 同社 代表取締役常務取締役 // 18年 4 月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現当社)取締役経営企画本部副本部長兼技術本部副本部長 // 19年 3 月 国際石油開発(株)常務取締役技術・環境保安本部長兼オセアニア・アメリカプロジェクト担当 // 19年 6 月 同社 常務取締役技術・環境保安本部長兼オセアニア・アメリカ事業本部長 // 20年10月 当社 取締役専務執行役員アジア・オセアニア・大陸棚事業本部長 // 24年 6 月 当社 取締役専務執行役員経営企画本部長(現)</p>	<p>普通株式 36株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
5	さ の まさ はる 佐 野 正 治 (昭和26年4月17日生)	昭和49年4月 帝国石油(株)入社 平成12年4月 同社 技術企画部長 // 13年3月 同社 理事 // 13年3月 同社 海外本部海外事業部長 // 14年3月 同社 取締役海外本部海外事業部長 // 17年3月 同社 常務取締役海外・大陸棚本部長 // 18年4月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現 当社)取締役経営企画本部副本部長兼技術 本部副本部長 // 20年10月 当社 取締役専務執行役員アメリカ・ア フリカ事業本部長 // 24年6月 当社 取締役専務執行役員技術本部長 (現)	普通株式 40株
6	すが や しゅんいちろう 菅 谷 俊 一 郎 (昭和27年11月27日生)	昭和51年4月 インドネシア石油(株)(国際石油開発(株))入 社 平成9年4月 同社 開発部長 // 13年6月 同社 取締役開発部長 // 14年6月 同社 取締役開発部担当支配人 // 17年9月 同社 取締役アジア事業本部長兼技術・ 環境保安本部本部長補佐兼アジア地域/ 技術・環境保安担当支配人 // 19年6月 同社 常務取締役アジア事業本部長 // 20年10月 当社 取締役常務執行役員マセラ事業本 部長(現)	普通株式 30株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
7	<p>むら やま まさ ひろ 村山昌博 (昭和28年7月16日生)</p>	<p>昭和51年4月 (株)日本興業銀行(現株)みずほコーポレート銀行(ほか)入行 平成11年6月 同行 金融法人第二部長 // 13年6月 同行 営業第二部長 // 14年4月 (株)みずほコーポレート銀行本店営業第九部長 // 14年12月 同行 ストラクチャリング第一部長 // 15年10月 同行 ディストリビューション第一部長 // 16年4月 同行 執行役員ディストリビューション第一部長 // 16年10月 同行 執行役員ロントレーディング部長 // 17年4月 同行 常務執行役員営業担当役員 // 20年4月 みずほ証券(株)取締役副社長 // 21年4月 同社 理事 // 21年5月 当社 顧問 // 21年6月 当社 取締役常務執行役員財務・経理本部長(現)</p>	<p>普通株式 26株</p>
8	<p>い とう せい や 伊藤成也 (昭和29年9月14日生)</p>	<p>昭和52年4月 インドネシア石油(株)(国際石油開発(株))入社 平成14年4月 同社 経営企画部長 // 15年6月 同社 取締役経営企画部長 // 16年11月 同社 取締役経営企画部長兼広報室長 // 17年9月 同社 取締役総務・企画本部本部長補佐、経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼広報ユニットジェネラルマネージャー // 18年4月 同社 取締役総務・企画本部本部長補佐、経営企画ユニットジェネラルマネージャー // 18年4月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現当社)取締役経営企画本部本部長補佐 // 18年7月 国際石油開発(株)取締役オセアニア・アメリカ事業本部副本部長 // 20年10月 当社 取締役常務執行役員イクシス事業本部長(現)</p>	<p>普通株式 29株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
9	た なか わたる 田 中 渡 (昭和28年5月25日生)	昭和52年4月 インドネシア石油(株)(国際石油開発(株))入 社 平成12年6月 同社 企画渉外部長 // 15年6月 同社 取締役企画渉外部長 // 16年6月 同社 取締役中東・カスピ海地域担当支 配人 // 16年10月 同社 取締役テヘラン事務所副所長 // 19年2月 同社 取締役中東プロジェクト担当支配 人 // 19年4月 同社 取締役総務・企画本部本部長補佐 // 20年10月 当社 常務執行役員総務本部副本部長 // 21年6月 当社 取締役常務執行役員総務本部長 // 23年6月 当社 取締役常務執行役員総務本部長 (現)、経営企画本部長	普通株式 46株
10	いけ だ たか ひこ 池 田 隆 彦 (昭和30年1月18日生)	昭和53年4月 帝国石油(株)入社 平成14年3月 同社 国内本部生産部長 // 16年3月 同社 理事 // 17年3月 同社 取締役 // 18年4月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現 当社)経営企画本部国内プロジェクト企 画・管理ユニットジェネラルマネージャ ー // 19年6月 帝国石油(株)常務取締役国内本部長兼新潟 鉱業所長 // 20年10月 当社 取締役常務執行役員国内事業本部長 (現)	普通株式 43株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
11	<p>くら さわ よし かず 倉澤由和 (昭和31年2月15日生)</p>	<p>昭和57年4月 石油公団入団 平成16年2月 国際石油開発(株)企画渉外部担当部長 // 17年4月 同社 企画渉外部長 // 17年9月 同社 総務・企画本部企画渉外・法務ユニットジェネラルマネージャー // 18年4月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現当社)経営企画本部海外プロジェクト、企画・管理ユニットジェネラルマネージャー // 19年6月 国際石油開発(株)執行役員総務・企画本部企画渉外・法務ユニットジェネラルマネージャー // 20年10月 当社 執行役員経営企画本部本部長補佐、企画渉外・法務ユニットジェネラルマネージャー // 23年6月 当社 常務執行役員経営企画本部副本部長 // 24年6月 当社 取締役常務執行役員新規プロジェクト開発本部長(現)</p>	<p>普通株式 17株</p>
12	<p>わか すぎ かず お 若杉和夫 (昭和6年3月22日生)</p>	<p>昭和28年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 // 59年6月 同省 通商産業審議官 // 61年9月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行)顧問 平成5年6月 三菱電機(株)代表取締役副社長 // 7年5月 石油資源開発(株)顧問 // 7年6月 同社 代表取締役社長 // 8年6月 インドネシア石油(株)(国際石油開発(株))非常勤取締役 // 13年6月 石油資源開発(株)代表取締役会長 // 18年4月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現当社)非常勤取締役(現) // 19年5月 石油資源開発(株)相談役(現)</p>	<p>普通株式 0株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
13	か がわ よし ゆき 香 川 幸 之 (昭和21年11月22日生)	昭和45年 4月 三井物産(株)入社 平成13年 9月 三井石油開発(株)非常勤取締役 // 13年10月 三井物産(株)エネルギーグループエネ ルギー本部長 // 14年 4月 同社 執行役員エネルギーグループエネ ルギー本部長 // 15年 4月 同社 常務執行役員エネルギー本部長 // 17年 4月 三井石油開発(株)代表取締役副社長 // 17年 6月 同社 代表取締役社長CEO // 18年 6月 同社 代表取締役社長CEO兼CCO // 19年 6月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現 当社)非常勤取締役(現) // 24年 6月 三井石油開発(株)特別顧問(現)	普通株式 0株
14	か とう せい じ 加 藤 晴 二 (昭和23年8月3日生)	昭和46年 4月 三菱商事(株)入社 平成 9年 7月 同社 LNG事業第一部長 // 15年 4月 同社 執行役員天然ガス事業本部長 // 18年 4月 同社 執行役員天然ガス事業第二本部長 // 19年 4月 同社 常務執行役員エネルギー事業グル ープCOO // 20年 4月 同社 常務執行役員エネルギー事業グル ープCEO // 22年 6月 当社 非常勤取締役(現) // 23年 6月 三菱商事(株)顧問(現)	普通株式 0株

	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
15	との いけ れんたろう 外池 廉太郎 (昭和28年9月6日生)	昭和53年4月 日本鉱業(株)入社 平成12年4月 日鉱金属(株)金属事業部総括室長 // 15年10月 同社 企画部グループ経営担当部長 // 18年4月 同社 経営企画部企画担当部長 // 20年4月 同社 執行役員経営企画部企画担当部長 兼金属事業本部総括室長兼金属事業本部 銅事業部企画部長 // 21年4月 同社 金属事業本部銅事業部審議役兼経 営企画部企画担当部長兼金属事業本部総 括室長 // 22年4月 JXホールディングス(株)執行役員企画1部 長 // 24年6月 当社 非常勤取締役(現) // 24年6月 JXホールディングス(株)取締役常務執行役 員(現)	普通株式 0株
16	おか だ やす ひこ 岡田 康彦 (昭和18年6月1日生)	昭和41年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成6年7月 東京国税局長 // 7年5月 証券取引等監視委員会事務局長 // 11年7月 環境事務次官 // 15年6月 社団法人全国労働金庫協会理事長 労働金庫連合会理事長 // 24年1月 弁護士登録、弁護士法人北浜法律事務所 代表社員(現) // 24年6月 当社 非常勤取締役(現)	普通株式 0株

(注)

1.重要な兼職の状況

取締役候補者による重要な兼職の状況は以下のとおりであります。

なお、取締役候補者 黒田直樹、梶岡雅俊および北村俊昭の各氏の兼職先は、当社の子会社であり、いずれも鉱区権益取得およびプロジェクト推進の法的主体として設立された会社であります。

黒田直樹：ナトゥナ石油(株)、インペックスマセラアラフラ海石油(株)、アルファ石油(株)、インペックス西豪州ブラウズ石油(株)、インペックス北カスピ海石油(株)、インペックス南西カスピ海石油(株) 以上代表取締役

梶岡雅俊：ナトゥナ石油(株)、インペックスマセラアラフラ海石油(株)、アルファ石油(株)、インペックス西豪州ブラウズ石油(株)、インペックス北カスピ海石油(株)、インペックス南西カスピ海石油

(株) 以上代表取締役

北村俊昭：ナトゥナ石油(株)、インパックスマセラアラフラ海石油(株)、アルファ石油(株)、インパックス西豪州ブラウズ石油(株)、インパックス北カスピ海石油(株)、インパックス南西カスピ海石油

(株) 以上代表取締役社長

若杉和夫：石油資源開発(株) 相談役

香川幸之：三井石油開発(株) 特別顧問

加藤晴二：三菱商事(株) 顧問

外池廉太郎：JX ホールディングス(株) 取締役常務執行役員

岡田康彦：弁護士法人北浜法律事務所 代表社員

2.取締役候補者との特別の利害関係について

- (1) 外池廉太郎氏は、JXホールディングス(株)取締役常務執行役員を兼務しており、同社の事業の一部は、当社の事業の一部と同一部類に属しております。
- (2) その他の各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3.社外取締役候補者に関する事項

取締役候補者 若杉和夫、香川幸之、加藤晴二、外池廉太郎および岡田康彦の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、各氏について、(株)東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

候補者番号12 若杉 和夫 (再任)

(1)社外取締役候補者とした理由および当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、当社社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任年数は7年であります。

(2)重要な兼職先と当社との関係

石油資源開発(株)は、当社の大株主であります。なお、同社の事業の一部は、当社の事業の一部と同一部類に属しております。

当社グループは同社グループとの間に天然ガス等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の当期連結売上高の0.1%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の当期の連結売上原価の0.5%未満であります。

(3)取締役会への出席状況

当期開催の取締役会16回のうち15回(出席率93%)に出席し、経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

候補者番号13 香川 幸之 (再任)

(1)社外取締役候補者とした理由および当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、当社社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任年数は本定時株主総会終結の時をもって6年です。

(2)重要な兼職先と当社との関係

三井石油開発(株)は、当社の大株主であります。なお、同社の事業の一部は、当社の事業の一部と同一部類に属しております。

また、当社グループは同社グループとの間に取引関係はありません。

(3)取締役会への出席状況

当期開催の取締役会16回のうち15回(出席率93%)に出席し、経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

候補者番号14 加藤 晴二 (再任)

(1)社外取締役候補者とした理由および当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏には、資源・エネルギー業界における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、当社社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任年数は本定時株主総会終結の時をもって3年です。

(2)重要な兼職先と当社との関係

三菱商事(株)は、当社の大株主であります。なお、同社の事業の一部は、当社の事業の一部と同一部類に属しております。

当社グループは同社グループとの間に原油等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の当期連結売上高の2.0%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の当期の連結売上原価の0.1%未満であります。

(3)取締役会への出席状況

当期開催の取締役会16回のうち16回(出席率100%)に出席し、長年に亘る業界に関する経験や知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

候補者番号15 外池 廉太郎 (再任)

(1)社外取締役候補者とした理由および当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏には、資源・エネルギー業界における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、当社社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任年数は本定時株主総会終結の時をもって1年です。

(2)重要な兼職先と当社との関係

JXホールディングス(株)は、当社の大株主であります。なお、同社グループの事業の一部は、当社グループの事業の一部と同一部類に属しております。

当社グループは同社グループとの間に原油等の取引関係があり、当社グループの当期における同社

グループへの販売実績は、当社の当期連結売上高の6.5%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の当期の連結売上原価の0.5%未満であります。

(3)取締役会への出席状況

平成24年6月26日就任後開催の取締役会12回のうち12回(出席率100%)に出席し、長年に亘る業界に関する経験や知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

候補者番号16 岡田 康彦 (再任)

(1)社外取締役候補者とした理由および当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、労働金庫連合会理事長としての金融機関の運営経験に加え、財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識および弁護士としての専門知識や経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、当社社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任年数は本定時株主総会終結の時をもって1年です。

(2)重要な兼職先と当社との関係

当社グループは弁護士法人北浜法律事務所との間に取引関係はありません。

(3)取締役会への出席状況

平成24年6月26日就任後開催の取締役会12回のうち12回(出席率100%)に出席し、財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識および弁護士としての専門知識と経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4.当社は、普通株式以外に甲種類株式を1株発行しておりますが、甲種類株主は経済産業大臣であります。

5.「第3号議案 取締役16名選任の件」の決議につきましては、当社定款第12条第1項に基づき、本定時株主総会決議時点において、当社普通株式に係る総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合には、本定時株主総会の決議に加えて、甲種類株主総会の決議が必要になります。当社は、本招集通知発送時点において、甲種類株主総会を開催する必要はないものと判断しておりますが、その後の調査の結果等によっては、甲種類株主総会決議が必要となる場合があります。また、甲種類株主は、当社定款第28条第4項に基づき、当社に対し、本定時株主総会の決議の日から2週間以内に限り甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができます。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末時の取締役のうち15名に対し総額101,200,000円(うち社外取締役4名に対し4,000,000円)、当期末時の監査役5名に対し総額9,200,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役会については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 社外取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成20年6月25日に開催された第2回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額4,700万円以内(うち社外取締役分月額120万円以内)、監査役の報酬額を月額750万円以内として、ご承認いただき現在に至っております。

今般、コーポレート・ガバナンスの強化の観点から、社外取締役および監査役に対する適切な報酬のあり方を見直し、社外取締役および監査役に対する報酬については、賞与を廃止して確定額報酬に一本化することとし、取締役の報酬額の総枠(月額4,700万円以内)を維持しつつ、社外取締役の報酬額を月額300万円以内、監査役の報酬額を月額800万円以内にそれぞれ改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は16名(うち社外取締役5名)、監査役は5名ですが、第3号議案をご承認いただきますと、取締役は16名(うち社外取締役5名)となり、変更はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

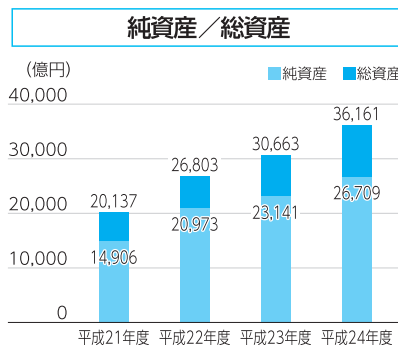
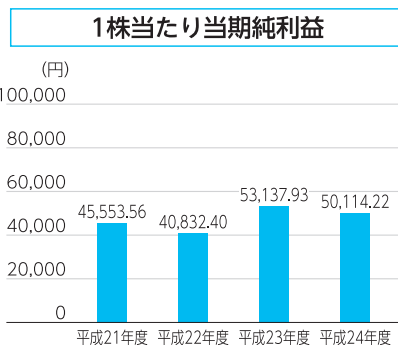
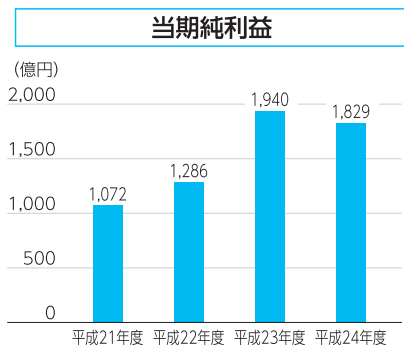
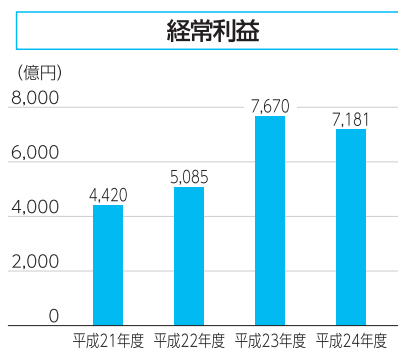
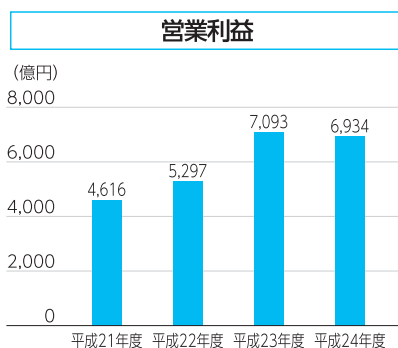
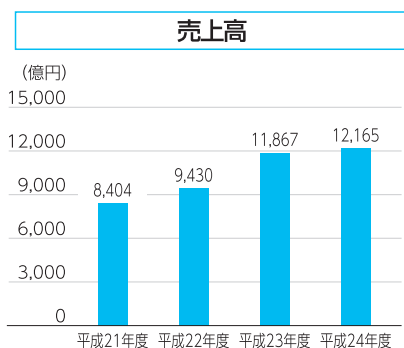
当期における我が国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景とした緩やかな回復基調から、下半期には欧州債務危機等による世界景気の減速感が広がり弱含みに転じましたが、期末にかけて経済対策や金融政策の効果への期待感等による持ち直しの動きがみられてまいりました。

このような事業環境の中、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格は、代表的指標のひとつであるブレント原油(期近もの終値ベース)で1バレル当たり125.43米ドルから始まりましたが、世界的な原油在庫の増加や欧州債務危機を背景として、6月下旬には89.23米ドルまで値を下げました。しかしながら、EU首脳が債務問題の解決策に関し合意すると上昇基調に転じ、8月中旬に116.90米ドルまで値を戻した後、年末までおおむね110米ドル前後で推移しました。年明け以降、米欧での経済指標が堅調であったことから、2月初旬には118.90米ドルまで上昇しましたが、欧州債務危機の再燃の懸念から再び下落に転じ、110.02米ドルで当期を終えております。また、国内におきましても、原油・石油製品価格は国際原油価格の変動に追従する形で推移いたしました。これらを反映して、当期の原油の当社グループ販売平均価格は、前期に比べ、1バレル当たり2.86米ドル下落し、110.11米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもうひとつの要因である為替相場ですが、当期は1米ドル83円近辺で始まり、期前半は、米国の景気回復の減速感や欧州の金融不安により、円は対米ドルで堅調に推移し、9月中旬には77円台前半まで円高が進行しました。しかし、その後、日本銀行の金融緩和や新政権の経済対策への期待感に加え、日本の貿易収支の赤字基調が続き円売り需要の増加も意識されたことから、円は対米ドルで急激に値を下げる展開となりました。年明け後も円安傾向が続ぎ、3月には一時約3年半ぶりの円安水準となる96円台を記録し、期末公示仲値(TTM)は前期末比11円85銭安の93円99銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前期に比べ、3円55銭円安の1米ドル82円68銭となりました。

当社の当期連結業績につきましては、油価およびガス価が下落したことによる減収要因があったものの、原油販売量が増加したことに加え、期中平均為替レートが円安に推移したことが寄与して、売上高は前期比298億円(2.5%)増の1兆2,165億円となりました。このうち原油売上高は前期比619億円(8.5%)増の7,881億円、天然ガス売上高は前期比312億円(7.3%)減の3,977億円となりました。売上高の増加額298億円を要因別に分析いたしますと、販売数量の増加により76億円の増収、平均単価の下落により242億円の減収、売上の平均為替レートが円安となったことにより471億円の増収、その他の売上高が8億円の減収となりました。一方、売上原価は、主にADMA鉦区における売上増に伴うロイヤリティの増加やキタン油田における減

価償却費の増加、円安等により前期比308億円(7.8%)増の4,263億円、探鉱費は前期比83億円(71.3%)増の201億円、販売費及び一般管理費は前期比64億円(9.2%)増の766億円となり、営業利益は前期比159億円(2.2%)減の6,934億円となりました。営業外収益は投資有価証券売却益が増加したものの、権益譲渡益等が減少したことにより、前期比34億円(3.3%)減の986億円、営業外費用はアジアにおける探鉱活動の増加に伴って探鉱事業引当金繰入額が増加したことや為替差損が増加したことにより、前期比295億円(66.6%)増の739億円となりました。この結果、経常利益は前期比488億円(6.4%)減の7,181億円となりました。法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額は前期比76億円(1.4%)減の5,292億円となりました。以上の結果、当期純利益は前期比110億円(5.7%)減の1,829億円となりました。



当社グループの主要な事業概況は次のとおりであります。

①日本

国内におきましては、新潟県の南長岡ガス田を中心に、順調に生産を継続しております。また、中長期的に十分な天然ガスの供給能力を確保するため、上越市の直江津港において平成26年の操業開始に向けLNG受入基地建設工事を引き続き実施

国内事務所およびプロジェクト所在地



してあります。天然ガス供給インフラの整備としては、関東甲信越に広がるパイプラインネットワークの供給能力を増強するために実施していた新東京ライン延伸工事(第四期工事)が完了し、12月に運用を開始いたしました。併せて、幹線ガスパイプラインの未整備地域である北陸における天然ガス普及促進への期待に応えるため、富山ライン(新潟県糸魚川市～富山市間)の建設工事を引き続き実施しております。

さらに、再生可能エネルギーへの取り組みの一環として、新潟県上越市において太陽光発電所(2メガワット)を建設し、3月より売電を開始いたしました。

日本国内の当社グループの業績は、天然ガスの単価の上昇により、売上高は1,189億円(前期比4.6%増)、営業利益は285億円(前期比16.1%増)となりました。

②アジア・オセアニア

インドネシアにおきましては、当社が直接保有するマハカム沖鉱区およびアタカユニットにおいて、順調に生産を継続しております。当期は、生産能力維持のため既存油ガス田の追加開発井掘削作業を実施するとともに、マハカム沖鉱区では、10月にサウスマハカムガス田から新たにガスの生産を開始いたしました。

さらに、「インパックスマセラアラフラ海石油(株) (子会社)が、オペレーターとしてインドネシア・アラフラ海マセラ鉱区において、アバディガス田の開発準備作業を実施しております。インドネシア政府の承認を得た第一次開発計画に基づき、Floating LNG(FLNG:海洋の浮体設備で天然ガスを精製・液化・貯蔵・出荷する)方式による開発に向け、11月に海底生産施設について、また1

海外事務所およびプロジェクト所在地



月にはFLNGについて、それぞれ基本設計作業を開始いたしました。加えて、現在、本年半ばから掘削予定の評価井および試掘井の掘削準備作業を実施しております。

同様にインドネシアでは、「ナトゥナ石油(株)」（子会社）が南ナトゥナ海B鉱区において、既存油ガス田から順調に生産を継続しております。当期は、新たにバウルガス田の生産を7月より開始したほか、サウスブルットガス田における開発作業を実施中であります。

また、「インペックス南マカッサル石油(株)」（子会社）が、南マカッサル海域セブク鉱区ルビーガス

田において、本年第4四半期の生産開始に向けた開発作業を進めております。このほか、同国西パプア州ベラウ鉱区に権益を有する「MI Berau B.V.」（関連会社）を通じ、タングーLNGプロジェクトに参加しており、本プロジェクトは順調にガスの生産およびLNGの出荷を継続しております。

さらに、「インペックスババルスラル石油(株)」（子会社）が、同国東部海域ババルスラル鉱区のオペレーターとして探鉱作業を進めており、当期は、三次元地震探査を実施いたしました。

マレーシアにおきましては、「インペックス北西サバ沖石油(株)」（子会社）が、サバ州沖深海S鉱区

において、オペレーターとして探鉱作業を進めており、当期は、三次元地震探査を実施いたしました。

オーストラリアにおきましては、西オーストラリア州沖合のイクシス ガス・コンデンセート田の開発(イクシスLNGプロジェクト)について、「インペックス西豪州ブラウズ石油㈱」(子会社)が平成28年内の生産開始に向け、豪州現地法人を通じ、オペレーターとして開発作業を実施中であり、本プロジェクトから生産されるLNGにつきましては、年間予定生産量の7割相当が本邦に向けて出荷される予定であります。また、本プロジェクト権益の一部につき、2月までに、東京ガス㈱、大阪ガス㈱、東邦ガス㈱、中部電力㈱およびTOTAL社にそれぞれ譲渡する手続きを完了し、当社グループの権益は66.070%となりました。12月には、プロジェクト・ファイナンスに係る融資関連契約に調印し、資金調達体制も整備いたしました。

このほか、同沖合のWA-285-P鉱区をはじめとする探鉱鉱区では、未探鉱構造ポテンシャル評価のための地質物探評価作業を継続しており、このうちWA-274-P鉱区では、試掘の結果、12月にガスの胚胎を確認いたしました。また、新規プロジェクトとして、同沖合AC/P36鉱区の50%権益を7月にMurphy社から取得し、オペレーターとして探鉱作業を実施中であります。

「アルファ石油㈱」(子会社)につきましては、西オーストラリア州沖合ヴァンゴッホ油田およびラベンワース油田において、順調に生産を継続しております。さらに、ヴァンゴッホ油田近隣のコンストーン油田におきましては、平成26年第2四半期の生産開始を目指して、開発作業を進めております。

また、「INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd」(子会社)が参加する西オーストラリア州沖合WA-44-L鉱区のプレリユードFLNGプロジェクトについては、現在、平成29年の生産開始を目指して開発作業を進めております。

オーストラリアと東チモールの間位置するチモール海共同石油開発地域(JPDA)内のバユ・ウンダン ガス・コンデンセート田に権益を有する「サウル石油㈱」(子会社)につきましては、順調に生産を継続中であり、「INPEX DLNGPL Pty Ltd」(子会社)が参加するオーストラリア・ダーウィンの陸上LNGプラントへの送ガスを行い、本邦向けに出荷しております。

同じくJPDA内のJPDA06-105鉱区に権益を有する「インペックスチモールシー㈱」(子会社)につきましては、キタン油田の生産を順調に継続しております。

アジア・オセアニアにおける当社グループの業績は、天然ガス販売量が減少し単価が下落したものの、原油販売量が増加し為替が円安に推移したことにより、売上高は4,852億円(前期比0.4%増)、減価償却費等の増加により営業利益は2,816億円(前期比6.0%減)となりました。

③ユーラシア(欧州・NIS諸国)

カスピ海沿岸地域におきましては、カザフスタンにおいて、「インペックス北カスピ海石油(株)」(子会社)が参加する北カスピ海沖合鉱区にて平成24年5月にカザフスタン政府等の承認を得たカシャガン油田修正開発計画書に基づく開発作業を実施しております。一方、試掘により炭化水素の胚胎を確認しているカラムカス構造、アクトテ構造、カイラン構造および南西カシャガン構造について、評価作業を継続しております。

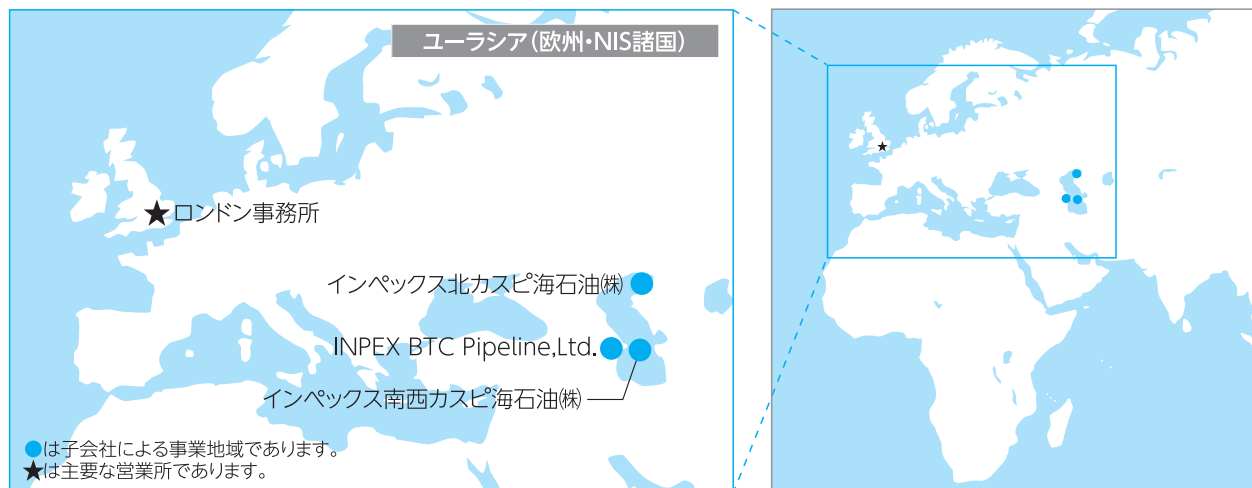
アゼルバイジャンにおきましては、「インペックス南西カスピ海石油(株)」(子会社)が参加するACG油田(アゼリ油田、チラグ油田およびグナシリ油田深海部)において、原油生産を行っております。また、チラグ油田西部については、本年末の生産開始を目指して大規模な追加開発作業を実施しております。

「INPEX BTC Pipeline, Ltd.」(子会社)は、上記の北カスピ海沖合鉱区およびACG油田から生産される原油の搬出ルートとして、アゼルバイジャ

ン・バクーからグルジア・トビリシを経て、トルコ・ジェイハンに至る、カスピ海と地中海を結ぶパイプライン(BTCパイプライン)プロジェクトに参加しており、同パイプラインは順調に稼働しております。

ユーラシア(欧州・NIS諸国)における当社グループの業績は、油価が下落したものの、為替が円安に推移したことにより売上高は855億円(前期比1.4%増)、作業費等の増加により営業利益は417億円(前期比11.3%減)となりました。

海外事務所およびプロジェクト所在地



④中東・アフリカ

アラブ首長国連邦アブダビ沖合の大規模な油田群の権益を保有する「ジャパン石油開発(株)」(子会社)につきましては、ADMA鉦区において、上部ザクム、ウムアダルク、サター、ウムシャイフ、下部ザクムの各油田から順調に原油生産を行っております。当期の主な作業としましては、生産量の維持・増強のために生産井・水圧入井の掘削および既存坑井の水平化工事と水圧入を継続実施いたしました。また、上部ザクム、ウムアダルク、および下部ザクムの3油田では、再開発計画の検討を継続しており、上部ザクム油田では人工島の建設を進めております。一方、サター油田では再

開発計画に合意し、開発作業を実施しております。さらに、未開発構造のウムルルおよびナスルについては、開発計画の検討を継続しておりますが、当期は早期生産を目的としたフェーズ1 開発作業を実施しております。同様にアブダビ沖合におきまして、「インベックスエービーケー石油(株)」(子会社)が権益を保有するアブアルブクーシュ鉦区にて原油を生産するとともに、生産量維持のため生産井の掘削、既存坑井の水平化・改修工事、生産関連施設の更新等の作業を実施しております。

アフリカにおきましては、コンゴ民主共和国では、「帝石コンゴ石油(株)」(子会社)が参加する同国

海外事務所およびプロジェクト所在地



沖合鉱区において、順調に原油の生産を継続しております。

アンゴラにおきましては、「INPEX Angola Block 14 Ltd.」(子会社)を通じて、TOTAL社の関係会社(Angola Block 14 B.V.)の株式の一部を保有し、原油生産中の同国沖合ブロック14鉱区の権益9.99%を取得いたしました。

中東・アフリカにおける当社グループの業績は、油価が下落したものの、原油販売量の増加および為替が円安に推移したことに伴い、売上高は5,208億円(前期比4.2%増)、営業利益は3,573億円(前期比0.9%増)となりました。

⑤米州

ブラジルにおきましては、「インペックス北カンポス沖石油(株)」(関連会社)がブラジル現地法人「Frade Japão Petróleo Limitada」を通じて参加するフラージ油田開発プロジェクトにおいて、前期に発生した油漏洩の影響を受け、その原因究明と地域一帯における地質的特性を確認するための包括的な技術的スタディーを行う間の予防的措置として、一時的に同油田の生産を停止しておりましたが、政府当局の許可を得て、本年4月に生産を再開いたしました。

ベネズエラにおきましては、「ベネズエラ石油(株)」(子会社)が、ベネズエラ国営石油会社(PDVSA)との合弁事業契約に基づき、現地の合弁会社を通じて、同国陸上の油ガス田の再生事業、新規探鉱および開発事業を進めており、コパ・マコヤ鉱区では天然ガスを、グアリコオリエンタル鉱区では原油をそれぞれ順調に生産しております。また、オリノコ重質油田地帯の陸上カラボボ地域におけるプロジェクト3鉱区では、当社、Chevron社、三菱商事(株)他1社からなるコンソ

海外事務所およびプロジェクト所在地



ーシウムがPDVSAとの合弁会社を通じ、開発準備作業を進めております。

スリナムにおきましては、「帝石スリナム石油(株)」(子会社)が、同国海上のブロック31鉱区においてオペレーターとして探鉱作業を実施しております。

カナダにおきましては、「インペックスカナダ石油(株)」(子会社)が参加するアルバータ州のジョスリンオイルサンド上流開発プロジェクトにおいて、大規模な露天掘りによる平成20年代後半の生産開始に向け、現在、開発評価・検討作業を実施

しております。また、当社にとって初のシェールガス開発生産プロジェクトとして、「INPEX Gas British Columbia Ltd.」(子会社)を通じ、ブリティッシュ・コロンビア州のホーンリバー、コルドバおよびリアードの各鉱区の40%の権益を8月に取得いたしました。ホーンリバー鉱区においては、ガスを生産するとともに開発作業を進めており、また、コルドバおよびリアード鉱区では評価作業を実施中であります。

米国におきましては、「Teikoku Oil (North America) Co., Ltd.」(子会社)が、米国メキシコ湾浅海域およびルイジアナ州において油ガス田共同開発プロジェクトに参加しており、順調に原油・ガスの生産を続けております。また、8月にはメキシコ湾深海域のルシウス油田の権益7.2%を取得し、平成26年の生産開始を目指し、開発作業を進めております。

米州における当社グループの業績は、天然ガス販売量の増加により、売上高は59億円(前期比7.6%増)、営業損失は60億円(前期比10.4%増)となりました。

以下、当期における当社グループの主要事業部門の生産・販売状況をご報告申し上げます。

①生産状況

当期中の当社グループの原油および天然ガス等の生産状況は、下表のとおりであります。

区 分	当 期	前 期 比
原油	89.8百万バレル (日量245.9千バレル)	△2.4%
天然ガス	315.1十億CF (日量863.4百万CF)	△7.2%
小計	148.8百万BOE (日量407.8千BOE)	△4.6%
石油製品	157.5千kl (991.0千バレル)	△35.5%
ヨード	444.8t	0.3%
発電	185.7百万kWh	△8.4%

(注)

- 1.当社グループが締結している生産分与契約に係る当社グループの原油および天然ガスの生産量は、正味経済的取分に相当する数値を示しております。また、当社グループの権益比率ベースの生産量は、原油120.3百万バレル(日量329.7千バレル)、天然ガス431.2十億CF(日量1,181.2百万CF)、合計201.5百万BOE(日量551.9千BOE)となります。
- 2.海外で生産されたLPGは原油に含みます。ただし、国内の製油所にて生産されたLPGは石油製品に含みます。
- 3.原油の生産量の一部は、石油製品の原料として使用しております。
- 4.原油および天然ガスの生産量の一部は、発電燃料として使用しております。
- 5.上記の生産量は持分法適用関連会社の持分を含みます。また、上記の生産量は連結子会社および持分法適用関連会社の決算日にかかわらず、4月1日から3月31日までの実績となっております。
- 6.BOE(Barrels of Oil Equivalent) 原油換算量
- 7.石油製品は換算後の数値を括弧内に記載しております。換算係数は1kl当たり6.29バレルです。
- 8.ヨードは、他社への委託精製によるものであります。
- 9.数量は、小数点第2位を四捨五入しております。

②販売状況

当社グループは海外で生産された原油のうち当社グループ取得権利量を、国内の精製会社をはじめ、国内外の需要家へ販売しております。インドネシアで生産された天然ガスは、主にLNGとして日本の電力会社、都市ガス事業者や、韓国、台湾等の需要家に販売しており、その過半はプルトaminaを通じて行っております。国内で生産された天然ガスはパイプラインを経由して沿線の都市ガス事業者等の需要家に販売しております。当期中の当社グループの販売状況は、下表のとおりであります。

(単位：億円)

事業地域	区 分	当 期		前 期 比	
		販売量	売上高	販売量	売上高
日本	原油	414千バレル	42	199.6%	219.2%
	天然ガス(LPGを除く)	65,429百万CF	824	△0.3%	5.2%
	LPG	148千バレル	16	△33.5%	△36.1%
	その他		306		△2.6%
	小計		1,189		4.6%
アジア・オセアニア	原油	19,341千バレル	1,770	26.0%	26.3%
	天然ガス(LPGを除く)	223,451百万CF	2,826	△15.6%	△12.0%
	LPG	3,659千バレル	256	13.9%	17.6%
	小計		4,852		0.4%
ユーラシア (欧州・NIS諸国)	原油	9,177千バレル	855	0.8%	1.4%
中東・アフリカ	原油	57,201千バレル	5,208	2.0%	4.2%
米州	原油	55千バレル	4	3.9%	19.0%
	天然ガス(LPGを除く)	29,912百万CF	54	9.2%	6.7%
	小計		59		7.6%
合計	原油	86,189千バレル	7,881	6.8%	8.5%
	天然ガス(LPGを除く)	318,792百万CF	3,705	△10.9%	△8.5%
	LPG	3,807千バレル	272	10.8%	12.0%
	その他		306		△2.6%
	合計		12,165		2.5%

(注)

- 1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 2.決算日が12月31日の連結子会社につきましては、連結決算日で決算を行っている会社を除き、1月から12月までの業績を連結会計年度として連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
- 3.販売量は、単位未満を四捨五入しております。
- 4.「その他」の主なものは、石油製品およびヨードの販売であります。

2. 設備投資等の状況

当期の投資額は6,532億円であり、このうち、探鉱投資が539億円、生産施設等石油・天然ガス開発投資や天然ガス販売用施設の建設費等その他への設備投資が5,992億円であります。

なお、上記開発投資額には生産物回収勘定に計上している生産分与契約の開発投資相当額等1,391億円を含めております。

また、上記開発投資額にはイクシス下流事業会社(Ichthys LNG Pty Ltd)を含む主要な持分法適用関連会社での投資額のうち当社分を含めております。

3. 資金調達の状況

当期は、生産施設等石油・天然ガス開発投資、天然ガス販売用施設の建設費等その他への設備投資、権益取得の資金調達のため、自己資金に加え、(株)国際協力銀行および(株)みずほコーポレート銀行等から1,299億円の借入を行っております。なお、借入の主な内訳は、プレリユードFLNGプロジェクト、カナダシェールガスプロジェクトや北カスピ海沖合鉱区プロジェクトの開発資金および直江津LNG受入基地や富山ラインの建設資金となっております。加えて、当期は豪州イクシスLNGプロジェクトにおける資金調達のため、持分法適用関連会社であるイクシス下流事業会社(Ichthys LNG Pty Ltd)を借入人として、国内外の輸出信用機関8行および市中銀行24行からプロジェクト・ファイナンスの借入を開始しました。

また、探鉱投資の資金調達は、自己資金に加え、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構等の出資558億円により行っております。

4. 対処すべき課題

当社グループにおける石油・天然ガス開発事業の本源的な経営課題は、安全操業を徹底し、環境や地域社会に配慮しつつ安定的に石油・天然ガスを生産・供給することおよび既存の油ガス田から得られるキャッシュ・フローの再投資を梃子に新規埋蔵量を獲得し、生産に伴い減少する埋蔵量を維持拡大することにより企業としての持続的成長を図ることです。当社グループでは、国際的な基準に沿う形で、安全・環境等に配慮した事業運営の全社的な仕組み・枠組みを構築して労働安全衛生の確保と環境保全に努めております。また、カントリーリスクや為替リスク、プロジェクトステージの違いによる事業リスク等を考慮し、埋蔵量拡大による高い成長性が期待できる事業と安定した収益が期待できる事業とを組み合わせ、資産ポートフォリオの質的向上に努めるとともに、海外アセットと国内インフラの有機的結合による経営資源のより高度な活用を通じ、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

当社は、昨年5月に、当社グループが中長期にわたり持続的発展を遂げるための成長目標と、この達成に向けた中期的な重点的取り組みを明らかにするため、INPEX中長期ビジョンを策定しました。本ビジョンは、①上流事業の持続的拡大、②ガスサプライチェーンの強化、③再生可能エネルギーへの取組強化を3つの成長目標とし、これを支える基盤整備として、①人材の確保・育成と効率的な組織体制の整備、②成長のための投資と適切な株主還元、③グローバル企業としての責任ある経営を掲げております。当社グループは、本

ビジョンの達成を通じて、企業価値の持続的向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーの皆様から社会的にかけがえのない存在として、より一層評価される企業になることを目指します。

当面する経営課題として、オーストラリアおよびインドネシアにおける二大LNGプロジェクト(イクシスLNGプロジェクトおよびアバディLNGプロジェクト)の着実な開発作業の実施、マハカム沖鉱区(インドネシア)、ADMA鉱区(アラブ首長国連邦アブダビ沖)、ACG油田(アゼルバイジャン)等、既存の主要生産プロジェクトにおける安定的な生産操業ならびに新規埋蔵量獲得に向けた探鉱活動の強化、優良プロジェクトへの参入機会の追求が挙げられます。一方、国内に目を向けますと、社会的要請が一層強まっております天然ガス利用の拡大に依って、直江津LNG受入基地および富山ライン建設等の天然ガス供給インフラ整備を進め、国内外の天然ガスアセットと国内の供給インフラを最適活用するガスサプライチェーンを強化することにより、天然ガス事業の持続的な成長を図ることが重要であると考えております。

経営課題に対処するための基本的な事業運営方針、取り組みは以下のとおりです。

①上流事業の持続的拡大

i) バランスの取れた資産構成

・地域バランス

当社グループの事業地域は我が国および当社が豊富な知見とアセットを有するアジア、オセアニアに加え、中東、カスピ海沿岸諸国、南北アメリカ、アフリカ等世界各地に亘り、資産ポートフォリオを構成しております。当社グループでは、アジア・オセアニア地域の重要性を十分活かしつつ、引き続き、他の有望地域も含め地域バランスを考慮した積極的な投資を進めてまいります。

・原油、天然ガスのバランス

当社グループの生産量を製品別にみると、原油の比率が約6割、天然ガスの比率が約4割となっております。

原油は、用途の多様性や輸送・貯蔵の容易性から利便性に優れ、扱いやすい燃料として世界中で利用が進んでおります。市況商品としての性質が強いため、販売価格がマーケットの動向によって左右され、また、販売相手先は長期に亘って持続的な契約関係になっているというわけではありませんが、生産・輸送のための設備投資が天然ガスと比べて少額で済み、開発に要する期間も比較的短く、油田発見後比較的すみやかに収益が得られるというメリットがあります。

天然ガスは、化石エネルギーの中で最も環境特性に優れ、即効性の高い温室効果ガス削減対策として今後益々利用促進が期待されております。商業生産のための液化プラントやパイプラインの建設等に巨額の投資と長い準備期間が必要となり、購入する側にも受入設備に巨額な投資が必要なため、長期の安定的な販売契約が求められることから、開発・生産までに販売先の確保が必要とされますが、販売相手先が確保されれば、油価変動の影響は受けるものの長期に亘って比較的安定的な収益が得られます。

新規プロジェクトの権益取得に際しては、長期的なキャッシュ・フローを展望した上で効率的な投資の実行を確保することが求められ、原油と天然ガスのバランスに留意していく方針であります。

- ・探鉱、開発、生産のバランス

石油・天然ガスの保有埋蔵量は生産とともに年々減耗していくことから、当社グループが安定的な収益を確保するためには、絶えず新規の埋蔵量を確保していく必要があります。そのためには、生産収入を確保している間に、探鉱のための再投資を行い、次の生産収入に結びつく油ガス田の発見・開発に努めるといったサイクルが必要となり、探鉱・開発・生産の各ステージにおけるプロジェクトを安定、継続的に実施していくことが必要であります。このバランスを維持するため、当社グループの主要アセットであるマハカム沖鉱区やADMA鉱区等の契約期限の延長に全力を挙げるとともに、新規探鉱への積極的な投資、既生産油ガス田や既発見未開発鉱区等の資産買収さらには企業M&Aの検討等を併せて進めていく方針であります。

- ・契約形態のバランス

収益が油価に連動しやすい生産分与契約やコンセッション契約といった契約方式と、油価変動の影響を受けにくく、一定額の報酬が期待できるサービス契約や固定マージンシステムの契約方式とのバランスを取ることで、油価変動によるリスクを分散させるよう努めていく方針であります。

ii) オペレータープロジェクトの推進

プロジェクトのオペレーターを務めることは、組織、人員、資金等、より大きな経営資源の負担が必要となる一方、技術力の向上や産油国および国際的な石油開発企業における当社グループへの評価を高め、鉱区権益取得機会の拡大に寄与するという大きなメリットがあります。当社グループとしては、技術力を一層強化し、安全操業の徹底を図り、地域社会との共生を念頭に置きながらイクシスLNG、アバディLNGプロジェクトをはじめとするオペレータープロジェクトを推進していく方針であります。

iii) 内外の有力企業との連携強化

石油・天然ガス開発事業はリスクの大きな事業であり、特に大規模なプロジェクトの場合には一民間企業では到底負担し得ない程の投資規模ともなるため、複数企業がパートナーとしてコンソーシアムを組み、リスクをシェアしながら事業を推進することが国際的にも一般的となっております。当社グループとしては国際石油メジャー、その他有力な国際的石油開発会社、産油国の国営石油会社、総合商社、その他エネルギー関連企業等とのより一層の連携の強化を通じて、有望プロジェクトへの参画の機会を増やし、業容の拡大とリスクの分散に努めていく方針であります。

②ガスサプライチェーンの強化

当社グループは、安定的な収益基盤であり成長が見込まれる国内天然ガス市場における事業拡大を目指しており、有望なマーケットである関東甲信越に広がる天然ガスパイプラインネットワークの整備を進めるとともに、主力の南長岡ガス田の安定操業体制の強化を図っております。一方、オーストラリアやインドネシアを中心に天然ガスを中心とする有望なアセットを保有しており、当社グループの長期的な成長を確実なものとするために、直江津LNG基地が本年竣工することを契機として、これら海外ガスアセットと国内インフラを有機的に結びつけるガスサプライチェーンの強化に向けて、一元的、効率的に直江津LNG基地やパイプラインネットワーク等を操業・管理するとともに、国内天然ガス供給事業に係る企画・立

案・調整等を行う天然ガス供給本部を本年6月に新設することを決定し、これを足がかりとして発電分野を含む事業領域の拡大に取り組んでまいります。

③再生可能エネルギーへの取り組み強化

当社グループは、中長期的な基本戦略の一つとして「多様なエネルギーを供給する企業への成長」を掲げ、活動を展開しております。石油・天然ガスのみならず、環境への負荷をより低減する多様なエネルギーを供給する企業へと成長することにより、地球社会との共生を図り、社会の持続可能な発展に寄与することは、当社グループの主要課題と位置付けております。国内外の関係企業および大学等との連携を活かしつつ新規分野の開拓に挑戦しております。具体的には、再生可能エネルギーである太陽光・太陽熱発電、風力、地熱発電、バイオマス燃料等の開発、水素や燃料電池、あるいは高性能蓄電池といった次世代の発電・蓄電技術を利用した総合的エネルギー利用技術を追求し、新規分野への参入機会あるいは事業化を図ってまいります。

④人材の確保・育成と効率的な組織体制の整備

ビジョンの推進のため、昨年6月に新規プロジェクト開発本部を創設したのに続き、本年6月には、海外事業を機動的、効率的に推進するため、海外事業本部やユニットの再編等を行うとともに、天然ガス供給本部を新設し、ガスサプライチェーンの強化に向けた体制整備を図ることとしております。今後とも、引き続き効率的な組織体制の整備を進めてまいりますとともに、多様な経験、価値観を有するグローバル人材の確保と活用を図ってまいります。これらにより、的確かつ効率的な業務遂行の体制を整備してまいります。

⑤成長のための投資と適切な株主還元

当社グループの成長のため中長期にわたる投資を着実に推進しつつ、健全な財務体質の維持に努めてまいります。また、オペレータープロジェクトの進捗状況等を踏まえつつ、適切な株主還元の実施と上流専門企業トップクラスを意識した効率的経営を実現してまいります。

⑥グローバル企業としての責任ある経営

i) ステークホルダーコミュニケーションの強化、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の確立、CSR経営の推進

当社グループは、グローバルに事業を行う企業として、国内外の幅広いステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを重視し、積極的な情報開示、情報発信を一層進めてまいります。また、コーポレート・ガバナンスについては、国際的な水準を目指し、昨年大幅な強化策を策定したところですが、その一環として、国内外の有識者から多面的かつ客観的な助言・提言をいただくため、昨年10月に経営諮問委員会を設置いたしました。今後もコーポレート・ガバナンスについては、持続的な強化を図ってまいりますとともに、グローバルレベルのコンプライアンス体制と操業におけるHSE(Health, Safety and Environment)の強化を進めてまいります。さらにCSR経営の推進のため、CSR委員会の設置等全社的な推進体制を確立したところであり、CSR経営についてもより一層強化してまいります。

ii) 労働安全衛生と環境問題への取り組み

当社グループでは、国際的な基準に沿う形で、統合化されたHSEマネジメントシステムを整備し、同

システムのもと事業に関係する全ての人々の安全や健康の確保そして環境保全に努めております。労働安全衛生活動においては、事故災害を未然に防止することを第一とし、加えて、緊急事態等が発生した場合に備えるべく、マニュアル等の文書類の整備、人材の育成さらには教育訓練を通じた能力向上等に積極的に取り組む所存であります。また、地球温暖化問題をはじめとする環境保全活動に関しては、エネルギー資源の探鉱・開発・生産・販売活動が周辺地域の環境に与える影響を最小限に止めるよう、温室効果ガス排出量の効果的な管理、化学物質の排出削減、大気・水系への排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物削減および生物多様性保全に取り組んでまいります。さらに、グローバルに事業を展開する中で、各国・地域のセキュリティリスクを適切に評価し、リスク低減策や脅威への防御策を確保してまいります。

当社グループといたしましては、エネルギーの安定的かつ効率的な供給の実現を通じて豊かな社会づくりに貢献するという経営理念の下、INPEX中長期ビジョンに沿った上記の取り組みを通じ、着実な成長を期していくとともに、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(当 期) 平成24年度
売 上 高 (億円)	8,404	9,430	11,867	12,165
経 常 利 益 (億円)	4,420	5,085	7,670	7,181
当 期 純 利 益 (億円)	1,072	1,286	1,940	1,829
1 株 当 た り の 当 期 純 利 益 (円)	45,553.56	40,832.40	53,137.93	50,114.22
純 資 産 (億円)	14,906	20,973	23,141	26,709
総 資 産 (億円)	20,137	26,803	30,663	36,161

(注)

記載金額は億円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たりの当期純利益については小数点第3位を四捨五入して表示しております。

6. 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

当期末現在における当社の子会社(会社法第2条第3号による)は71社あり、前期末と比較して設立により6社増加し、清算終了により4社および合併に伴う持分変動により1社減少しております。これら子会社の事業は原則として、当社の役員および従業員の兼務・出向により運営されております。主な子会社は以下のとおりであります。

事業地域	会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
日本	帝石パイプライン(株)	100	100.00	当社の委託による天然ガスの輸送およびパイプラインの保守・管理
インドネシア	ナトゥナ石油(株)	5,000	100.00	インドネシア共和国南ナトゥナ海B鉱区における石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
	インペックスステнга(株)	1,020	100.00	インドネシア共和国マハカム沖海域テンガ鉱区における石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
	インペックスマセラアラフラ海石油(株)	33,348	51.93	インドネシア共和国アラフラ海マセラ鉱区における石油・天然ガスの探鉱・開発
	インペックス南マカッサル石油(株)	1,097	100.00	インドネシア共和国南マカッサル海域セブク鉱区における石油・天然ガスの探鉱・開発
	インペックスババルスラル石油(株)	1,107	27.18	インドネシア共和国東部海域ババルスラル鉱区における石油・天然ガスの探鉱
マレーシア	インペックス北西サバ沖石油(株)	2,045	100.00	マレーシア サバ沖深海S鉱区における石油・天然ガスの探鉱

(注)

インペックスババルスラル石油(株)の出資比率は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

事業地域	会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
オーストラリア	アルファ石油(株)	8,014	100.00	オーストラリア連邦における石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
	INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd [インペックスオイルアンドガスオーストラリアピーティーワイリミテッド]	37,596 (400,000千US\$)	100.00	オーストラリア連邦における石油・天然ガスの探鉱・開発
	インペックス西豪州ブラウズ石油(株)	305,690	100.00 (0.05)	オーストラリア連邦における石油・天然ガスの探鉱・開発およびイクシスLNGプロジェクトへの資金供給等を行い、豪州子会社を通じ開発事業を推進
オーストラリア・JPDA	INPEX DLNGPL Pty Ltd [インペックスディーエルエヌジーピーエルピーティーワイリミテッド]	8,427 (86,135千A\$)	100.00	バユ・ウンダン ガス・コンデンセート田からオーストラリア連邦ダーウィンLNGプラントまでの海底ガスパイプライン敷設運営事業およびLNGプラントの建設運営事業を行うDarwin LNG社への出資事業
JPDA	サウル石油(株)	4,600	100.00	バユ・ウンダン ガス・コンデンセート田における石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
	インペックスチモールシー(株)	6,712	100.00	JPDA06-105鉱区(キタン油田)における石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売

(注)

- 1.JPDA：Joint Petroleum Development Area(オーストラリアと東チモールの間に跨るチモール海共同石油開発地域)
- 2.外貨建資本金の円換算額は、期末の為替相場により算出しております。
- 3.当社の出資比率欄の()内は、間接出資比率で内数となっております。

事業地域	会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
カスピ海沿岸地域	インペックス北カスピ海石油(株)	50,680	45.00	カザフスタン共和国北カスピ海沖合鉱区における石油の探鉱・開発
	インペックス南西カスピ海石油(株)	53,594	51.00	アゼルバイジャン共和国ACG油田における石油の探鉱・開発・生産・販売
	INPEX BTC Pipeline, Ltd. [インペックスビーティーシーパイプラインリミテッド]	5,996 (63,800千US\$)	100.00	アゼルバイジャン共和国バクー、グルジア・トビリシ、トルコ共和国ジェイハンを結ぶオイルパイプラインの建設・運営事業への出資事業
中東	ジャパン石油開発(株)	18,800	100.00	アラブ首長国連邦アブダビ沖合ADMA鉱区における石油の探鉱・開発・生産・販売
	インペックスエービーケー石油(株)	2,500	100.00	アラブ首長国連邦アブダビ沖合アブアルブクークシュ鉱区における石油の探鉱・開発・生産・販売
アフリカ	帝石エル・オアール石油(株)	708	100.00	アルジェリア民主人民共和国エル・オアールI/II鉱区における石油・天然ガスの探鉱・開発
	INPEX Angola Block 14 Ltd. [インペックスアンゴラブロック14リミテッド]	44,701 (475,600千US\$)	100.00	アンゴラ共和国海上ブロック14鉱区における石油の探鉱・開発・生産・販売への出資事業
	帝石コンゴ石油(株)	10	100.00	コンゴ民主共和国沖合鉱区における石油の探鉱・開発・生産・販売
南米	ベネズエラ石油(株)	100	100.00	ベネズエラ・ボリバル共和国コパ・マコヤ鉱区およびグアリコオリエンタル鉱区における石油・天然ガスの開発・生産・販売
	帝石スリナム石油(株)	7,257	56.78	スリナム共和国海上のブロック31鉱区における石油の探鉱

(注)

- 1.外貨建資本金の円換算額は、期末の為替相場により算出しております。
- 2.インペックス北カスピ海石油(株)の出資比率は、100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

事業地域	会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
北米	インペックスカナダ石油(株)	19,645	100.00	カナダにおけるオイルサンドを含む石油の探鉱・開発
	INPEX Gas British Columbia Ltd. [インペックスガスブリティッシュコロンビアリミテッド]	96,533 (1,043,488 千C\$)	45.09	カナダにおける天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
	Teikoku Oil (North America) Co., Ltd. [テイコクオイルノースアメリカカンパニーリミテッド]	1,715 (18,253 千US\$)	100.00	アメリカ合衆国における石油・天然ガスの開発・生産・販売
				ほか45社

(注)

1. 外貨建資本金の円換算額は、期末の為替相場により算出しております。
2. INPEX Gas British Columbia Ltd.の出資比率は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

②重要な関連会社の状況

当期末現在における当社の関連会社(会社計算規則第2条第3項第18号による)は22社あり、前期末と比較して設立により1社および合併に伴う持分変動により1社増加しました。主な関連会社は以下のとおりであります。

事業地域	会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
インドネシア	M I B e r a u B . V . [エムアイベラウビービ]	79,180 (656,279 千EURO)	44.00	インドネシア共和国西パプア州ベラウ鉱区およびタンブーLNGプロジェクトにおける天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
アンゴラ	ア ン ゴ ラ 石 油 (株)	8,000	19.60	アンゴラ共和国海上3/05鉱区における石油の開発・生産
ブラジル	インペックス北カンポス沖石油(株)	6,852	37.50	ブラジル連邦共和国フラージ鉱区における石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売への事業資金供給等
				ほか19社

(注)

外貨建資本金の円換算額は、期末の為替相場により算出しております。

7. 主要な事業内容

石油、天然ガス、その他の鉱物資源の探鉱、開発、生産および売買

8. 主要な営業所

当 社	
本社	: 東京都港区赤坂五丁目3番1号
技術研究所	: 東京都世田谷区
新潟営業所	: 上越市
秋田鉱業所	: 秋田市
千葉鉱業所	: 山武市
新潟鉱業所	: 新潟市
ジャカルタ事務所	: インドネシア
パース事務所	: オーストラリア
カラカス事務所	: ベネズエラ
ヒューストン事務所	: 米国
リオデジャネイロ事務所	: ブラジル
ロンドン事務所	: 英国
子会社	
ジャパン石油開発(株)	
本社	: 東京都港区赤坂五丁目3番1号
アブダビ支店	: アラブ首長国連邦
インペックス西豪州ブラウズ石油(株)	
本社	: 東京都港区赤坂五丁目3番1号
パース事務所・ダーウィン事務所	: オーストラリア
サウル石油(株)、アルファ石油(株)ほか	
本社	: 東京都港区赤坂五丁目3番1号
パース事務所	: オーストラリア
インペックス北西サバ沖石油(株)	
本社	: 東京都港区赤坂五丁目3番1号
クアラルンプール事務所	: マレーシア
INPEX Gas British Columbia Ltd.	
本社	: カナダ アルバータ州カルガリー市
カルガリー事務所	: カナダ

9. 使用人の状況

使用人数(名)	前期末比
2,455 [1,023]	309名増

(注)

- 1.使用人数は、当社グループ(当社および連結子会社)から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2.使用人数欄の[]は外数で、臨時雇用者の当期における平均雇用者数であります。
なお、平均臨時雇用者数には、海外における開発プロジェクト推進のため契約ベースにより雇用する現地従業員、国内における石油・天然ガス関連事業に従事する契約社員、嘱託、ならびに派遣社員等が含まれております。

10. 主要な借入先

借入先	借入残高(億円)
(株)国際協力銀行	1,876
(株)みずほコーポレート銀行	1,088
(株)日本政策投資銀行	590
(株)三菱東京UFJ銀行	516
(株)三井住友銀行	409
経済産業大臣	249

(注)

経済産業大臣からの借入は、当社子会社が行った旧石油公団からの借入に係る債務が同公団解散に伴い同大臣に承継されたものであります。

II 株式に関する事項

- | | | |
|------------------|---------|---------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | (普通株式) | 9,000,000株 |
| | (甲種類株式) | 1株 |
| 2. 発行済株式の種類および総数 | (普通株式) | 3,655,809株(自己株式4,916株を含む) |
| | (甲種類株式) | 1株 |
| 3. 株主数 | (普通株式) | 40,610名 |
| | (甲種類株式) | 1名 |

4. 大株主の状況

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	甲種類株式	合計株式	
	(株)	(株)	(株)	(%)
経済産業大臣	692,307	1	692,308	18.96
石油資源開発(株)	267,233	—	267,233	7.32
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント	149,800	—	149,800	4.10
三井石油開発(株)	146,760	—	146,760	4.02
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	131,960	—	131,960	3.61
三菱商事(株)	114,500	—	114,500	3.14
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	113,748	—	113,748	3.12
J X ホールディングス(株)	109,527	—	109,527	3.00
シービーニューヨークオービスファンズ	78,166	—	78,166	2.14
ジェーピーモルガンチェースバンク 380055	76,155	—	76,155	2.09

(注)

- 1.日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)が所有する当社の株式は、信託業務に係る名義の株式であります。
- 2.持株比率は自己株式(4,916株)を控除して計算しております。
- 3.持株比率は、単位未満を四捨五入しております。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
黒田直樹	代表取締役会長	代表取締役 ナトゥナ石油(株) インペックスマセラアラフラ海石油(株) アルファ石油(株) インペックス西豪州ブラウズ石油(株) インペックス北カスピ海石油(株) インペックス南西カスピ海石油(株)
梶岡雅俊	代表取締役副会長 技術統括 HSEおよびコンプライアンス担当	代表取締役 ナトゥナ石油(株) インペックスマセラアラフラ海石油(株) アルファ石油(株) インペックス西豪州ブラウズ石油(株) インペックス北カスピ海石油(株) インペックス南西カスピ海石油(株)
北村俊昭	代表取締役社長	代表取締役社長 ナトゥナ石油(株) インペックスマセラアラフラ海石油(株) アルファ石油(株) インペックス西豪州ブラウズ石油(株) インペックス北カスピ海石油(株) インペックス南西カスピ海石油(株)
由井誠二	取締役専務執行役員 経営企画本部長	
佐野正治	取締役専務執行役員 技術本部長	
菅谷俊一郎	取締役常務執行役員 マセラ事業本部長	
村山昌博	取締役常務執行役員 財務・経理本部長	
伊藤成也	取締役常務執行役員 イクシス事業本部長	

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
田中 渡	取締役常務執行役員 総務本部長	
池田 隆彦	取締役常務執行役員 国内事業本部長	
倉澤 由和	取締役常務執行役員 新規プロジェクト開発本部長	
若杉 和夫	取締役	石油資源開発(株) 相談役
香川 幸之	取締役	三井石油開発(株) 特別顧問
加藤 晴二	取締役	三菱商事(株) 顧問
外池 廉太郎	取締役	JXホールディングス(株) 取締役常務執行役員
岡田 康彦	取締役	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所代表社員
高井 義嗣	常勤監査役	
戸恒 東人	常勤監査役	
角谷 講治	常勤監査役	
佐藤 弘	監査役	石油資源開発(株) 代表取締役副社長執行役員
船井 勝	監査役	丸紅(株) 特別顧問

(注)

- 1.取締役 若杉和夫、香川幸之、加藤晴二、外池廉太郎および岡田康彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2.監査役 戸恒東人、角谷講治、佐藤弘および船井勝の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3.当社は、社外取締役および社外監査役の全員について、(株)東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
- 4.取締役 倉澤由和、外池廉太郎および岡田康彦の各氏は、平成24年6月26日開催の第6回定時株主総会において新たに選任され、就任しております。
- 5.監査役 戸恒東人氏は、財務等に関する相当程度の知見を有しております。
- 6.監査役 角谷講治氏は、金融等に関する相当程度の知見を有しております。

- 7.監査役 佐藤弘氏は、経理業務の経験が長く、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 8.監査役 船井勝氏は、財務および会計等に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏は、平成25年4月1日付にて丸紅(株)特別顧問を退任しております。
- 9.当期中の役員の異動は次のとおりであります。なお、()内は異動前の地位および担当であります。

平成24年6月26日付 由井 誠 二 氏：取締役専務執行役員経営企画本部長
(取締役専務執行役員アジア・オセアニア・大陸棚事業本部長)

佐野 正 治 氏：取締役専務執行役員技術本部長
(取締役専務執行役員アメリカ・アフリカ事業本部長)

田中 渡 氏：取締役常務執行役員総務本部長
(取締役常務執行役員総務本部長、経営企画本部長)

倉澤 由 和 氏：取締役常務執行役員新規プロジェクト開発本部長
(常務執行役員経営企画本部副本部長)

また、当期中に退任した役員は次のとおりであります。

氏 名	退任時の会社における 地位および担当	退 任 日	退任理由
手 塚 登	取締役専務執行役員 ユーラシア・中東事業本部長 アブダビ事業本部長	平成24年6月26日	任期満了
平 井 茂 雄	取締役 (社外取締役)	平成24年6月26日	任期満了

2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 18名 517百万円 (うち社外6名 17百万円)

監査役 5名 90百万円 (うち社外4名 62百万円)

(注)

- 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2.報酬等の額には、当期に係る役員賞与引当金の繰入額が含まれております。
- 3.支給人数には、第6回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名が含まれております。
- 4.上記の報酬等の額のほか、当期において社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は2百万円であります。

3. 社外役員に関する事項

①取締役 若杉 和夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

石油資源開発(株)は、当社の大株主であります。なお、同社の事業の一部は、当社の事業の一部と同一部類に属しております。

当社グループは同社グループとの間に天然ガス等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の当期連結売上高の0.1%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の当期の連結売上原価の0.5%未満であります。

イ. 主な活動状況

当期開催の取締役会16回のうち15回(出席率93%)に出席し、経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

②取締役 香川 幸之

ア. 重要な兼職先と当社との関係

三井石油開発(株)は、当社の大株主であります。なお、同社の事業の一部は、当社の事業の一部と同一部類に属しております。

また、当社グループは同社グループとの間に取引関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期開催の取締役会16回のうち15回(出席率93%)に出席し、経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③取締役 加藤 晴二

ア. 重要な兼職先と当社との関係

三菱商事(株)は、当社の大株主であります。なお、同社の事業の一部は、当社の事業の一部と同一部類に属しております。

当社グループは同社グループとの間に原油等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の当期連結売上高の2.0%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の当期の連結売上原価の0.1%未満であります。

イ. 主な活動状況

当期開催の取締役会16回のうち16回(出席率100%)に出席し、長年に亘る業界に関する経験や知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④取締役 外池 廉太郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

JXホールディングス(株)は、当社の大株主であります。なお、同社グループの事業の一部は、当社グループの事業の一部と同一部類に属しております。

当社グループは同社グループとの間に原油等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の当期連結売上高の6.5%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の当期の連結売上原価の0.5%未満であります。

イ. 主な活動状況

平成24年6月26日就任後開催の取締役会12回のうち12回(出席率100%)に出席し、長年に亘る業界に関する経験や知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑤取締役 岡田 康彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社グループは弁護士法人北浜法律事務所との間に取引関係はありません。

イ. 主な活動状況

平成24年6月26日就任後開催の取締役会12回のうち12回(出席率100%)に出席し、財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識および弁護士としての専門知識と経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑥監査役 戸恒 東人

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主な活動状況

当期開催の取締役会16回のうち15回(出席率93%)および監査役会15回のうち14回(出席率93%)に出席し、財務等に関する知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑦監査役 角谷 講治

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主な活動状況

当期開催の取締役会16回のうち16回(出席率100%)および監査役会15回のうち15回(出席率100%)に出席し、金融等に関する知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑧監査役 佐藤 弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

石油資源開発(株)は、当社の大株主であります。なお、同社の事業の一部は、当社の事業の一部と同一部類に属しております。

当社グループは同社グループとの間に天然ガス等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の当期連結売上高の0.1%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の当期の連結売上原価の0.5%未満であります。

イ. 主な活動状況

当期開催の取締役会16回のうち13回(出席率81%)および監査役会15回のうち12回(出席率80%)に出席し、長年に亘る業界に関する経験や知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑨監査役 船井 勝

ア. 重要な兼職先と当社との関係

丸紅(株)の事業の一部は、当社の事業の一部と同一部類に属しております。

当社グループは同社グループとの間に石油製品等の取引関係があり、当社グループの当期における同社グループへの販売実績は、当社の当期連結売上高の0.5%未満であります。また、当社グループの当期における同社グループからの仕入実績は、当社の当期の連結売上原価の0.5%未満であります。

イ. 主な活動状況

当期開催の取締役会16回のうち16回(出席率100%)および監査役会15回のうち15回(出席率100%)に出席し、豊富な国際経験や業界に関する知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

①当期に係る会計監査人としての報酬等の額

130百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

235百万円

(注)

- 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.当社子会社のうち帝石コンゴ石油(株)等は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、内部監査に関するアドバイザリー業務について対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき監査役会が会計監査人を解任するほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

Ⅵ 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

「株式会社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備」についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業行動憲章を策定し、この遵守と徹底を図るための体制を構築する。

コンプライアンス担当役員に代表取締役を選任するとともに、同担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、取締役および使用人がその職務執行上、法令および定款に則り、行動することを確保する。併せて、社内担当部署および社外専門家(弁護士)を窓口とした内部通報制度を整備する。

また、コンプライアンス体制および関連社内規程を実効あらしめるために、社長直属の内部監査組織(監査ユニット)による監査を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。

さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、適切に運用するとともに、その有効性の評価を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款、社内規程等に則り、情報セキュリティ体制を整備し、適切に保存、管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。また、グループ経営管理規程に基づき、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。

さらに、日常業務に係るリスク管理の運営状況等については、監査ユニット、担当部署あるいは外部専門家による監査を通じ、これを検証・評価するとともに、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、以下の点に留意して事業運営を行う。

(1)重要事項の決定については、常勤取締役および役付執行役員で組織する経営会議を毎週ないし適宜開催し、迅速かつ適切に業務執行を行う。

(2)日常の職務遂行については、業務分掌規則、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社等との間でグループ経営管理契約を締結し、各社の重

要事項について当社に報告を求めまたは承認する。

子会社等におけるリスク管理、コンプライアンス管理および内部監査についても、グループ経営管理規程に基づき、互いに連携を取って進める。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき者として、当社の使用人から2名を兼務任命する。監査役職務補助者は、監査役の指示に従いその職務を行う。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務補助者の人事異動に際しては、監査役と協議する。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して、法令に定める事項、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告および情報提供を行う。

また、監査役は、取締役会その他重要な社内会議に出席するとともに、稟議書等の回付を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家と緊密に連携が取れるようにする。

また、監査ユニットとも連携し、定期的に報告を受けるなど、監査の実効性の向上を図る。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンスおよび高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

②財産の有効な活用および不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動および供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量および生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、投機的な買収や外資による経営支配等の可能性を排除するため、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。その内容は、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部または一部の処分

等、iii)当社の目的および当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、一定の要件を充たす場合に甲種類株主総会を開催し、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める議決権行使のガイドラインに則り、議決権を行使できるものとしております。

当該ガイドラインでは、上記i)およびiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)およびvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部または一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、この場合も当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。

③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、中長期的に安定した収益力の確保と持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の基本方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号に定めるガイドラインに則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置であり、会社役員の地位の維持や株主の皆様の共同の利益を損なうことを目的とするものではないと考えております。

(注)本事業報告中の記載金額等につきましては、別に注記しているものを除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	当 期 (平成25年3月31日現在)	科 目	当 期 (平成25年3月31日現在)
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,106,504	流 動 負 債	414,976
現金 及 び 預 金	483,814	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	41,401
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	117,411	短 期 借 入 金	8,560
有 価 証 券	281,642	未 払 法 人 税 等	152,681
た な 卸 資 産	15,409	未 払 金	133,232
繰 延 税 金 資 産	10,111	探 鉱 事 業 引 当 金	26,856
未 収 入 金	94,333	役 員 賞 与 引 当 金	127
そ の 他	118,701	資 産 除 去 債 務	3,812
貸 倒 引 当 金	△14,919	そ の 他	48,303
固 定 資 産	2,509,654	固 定 負 債	530,198
有 形 固 定 資 産	584,541	長 期 借 入 金	466,908
建 物 及 び 構 築 物	102,965	繰 延 税 金 負 債	34,987
坑 井	19,777	退 職 給 付 引 当 金	8,580
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	71,477	事 業 損 失 引 当 金	3,705
土 地	19,560	特 別 修 繕 引 当 金	277
建 設 仮 勘 定	359,429	資 産 除 去 債 務	13,581
そ の 他	11,330	そ の 他	2,156
無 形 固 定 資 産	380,155	負 債 合 計	945,174
の れ ん	87,840	純 資 産 の 部	
探 鉱 開 発 権	118,869	株 主 資 本	2,339,956
鉱 業 権	167,178	資 本 金	290,809
そ の 他	6,266	資 本 剰 余 金	679,287
投 資 其 他 の 資 産	1,544,957	利 益 剰 余 金	1,375,106
投 資 有 価 証 券	673,129	自 己 株 式	△5,248
長 期 貸 付 金	7,263	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	141,336
長 期 預 金	287,273	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	34,741
生 産 物 回 収 勘 定	590,565	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	16,243
繰 延 税 金 資 産	40,076	為 替 換 算 調 整 勘 定	90,350
そ の 他	65,433	少 数 株 主 持 分	189,691
貸 倒 引 当 金	△793	純 資 産 合 計	2,670,983
生 産 物 回 収 勘 定 引 当 金	△112,870	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,616,158
探 鉱 投 資 引 当 金	△5,119		
資 産 合 計	3,616,158		

連結損益計算書

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	当 期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	売上高	
売上原価		426,326
売上総利益		790,206
探鉱費		20,124
販売費及び一般管理費		76,634
営業利益		693,447
営業外収益		
受取利息	8,734	
受取配当金	7,832	
投資有価証券売却益	25,449	
権益譲渡益	50,173	
その他	6,477	98,666
営業外費用		
支払利息	1,518	
持分法による投資損失	1,041	
生産物回収勘定引当金繰入額	15,131	
探鉱事業引当金繰入額	12,452	
為替差損	30,055	
その他	13,769	73,968
経常利益		718,146
税金等調整前当期純利益		718,146
法人税、住民税及び事業税	539,207	
法人税等調整額	△9,932	529,275
少数株主損益調整前当期純利益		188,870
少数株主利益		5,909
当期純利益		182,961

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	290,809	679,287	1,219,526	△5,248	2,184,375
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△27,381		△27,381
当 期 純 利 益			182,961		182,961
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	155,580	—	155,580
当 期 末 残 高	290,809	679,287	1,375,106	△5,248	2,339,956

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6,952	4,118	△16,195	△5,124	134,941	2,314,193
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△27,381
当 期 純 利 益						182,961
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	27,788	12,125	106,546	146,460	54,749	201,210
当 期 変 動 額 合 計	27,788	12,125	106,546	146,460	54,749	356,790
当 期 末 残 高	34,741	16,243	90,350	141,336	189,691	2,670,983

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 61社

主要な連結子会社の名称

ジャパン石油開発(株)、アルファ石油(株)、ナトゥナ石油(株)、サウル石油(株)、インペックス南西カスピ海石油(株)、INPEX Gas British Columbia Ltd.、インペックス北カスピ海石油(株)、インペックス西蒙州ブラウズ石油(株)、INPEX Holdings Australia Pty Ltd.、INPEX Ichthys Pty Ltd.、INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd.、インペックスマセラアラフラ海石油(株)

当連結会計年度から新規に連結の範囲に含めることとした会社は7社、連結の範囲から除いた会社は5社であり、その内訳は以下のとおりであります。

(イ)当連結会計年度に設立に伴う出資により新規に連結の範囲に含めた会社

インペックス南イラク石油(株)、INPEX Angola Block 14 Ltd.、インペックス東インド沖石油(株)、インペックスモザンビーク石油(株)他1社

(ロ)当連結会計年度に重要性が増したことにより新規に連結の範囲に含めた会社

INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd.、INPEX Gas British Columbia Ltd.

(ハ)当連結会計年度に清算終了したことにより連結の範囲から除いた会社

北東マハカム沖石油(株)、インペックス西アルグニ石油(株)、インペックス東アルグニ石油(株)、エジプト石油開発(株)

(ニ)当連結会計年度に合併に伴う持分変動により連結の範囲から除いた会社

帝石プロパンガス(株)

平成24年7月1日に東京ガスエネルギー(株)との合併による持分の減少に伴い、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

酒田天然瓦斯(株)、Teikoku Oil de Burgos, S.A.de C.V.、(株)テルナイト

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社の名称等

会社等の名称

Ichthys LNG Pty Ltd

子会社としなかった理由

当社は、当社連結子会社であるINPEX Holdings Australia Pty Ltdを通じて、Ichthys LNG Pty Ltdの議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、TOTAL E&P Holding Ichthys社との株主間協定書に基づき、重要事項の決議は両社の同意が必要となることから、Ichthys LNG Pty Ltdを子会社ではなく、持分法適用の関連会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 15社

主要な会社等の名称

Angola Block 14 B.V.、MI Berau B.V.、アンゴラ石油(株)、インパックス北カンボス沖石油(株)、Ichthys LNG Pty Ltd

当連結会計年度から新規に持分法適用の関連会社の範囲に含めた会社は2社であり、その内訳は以下のとおりであります。

(イ)当連結会計年度に設立に伴う出資により新規に持分法適用の関連会社の範囲に含めた会社

Angola Block 14 B.V.

(ロ)当連結会計年度に合併に伴う持分変動により新規に持分法適用の関連会社の範囲に含めた会社

東京ガスエネルギー(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

酒田天然瓦斯(株)、Teikoku Oil de Burgos, S.A.de C.V.、(株)テルナイト、タンブーププロジェクトマネジメント(株)

持分法を適用しない理由

非連結子会社及び関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しておりますが、一部の会社は連結決算日現在で決算を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社のうち、サウル石油(株)、インパックスマセラアラフラ海石油(株)等43社は決算日が12月31日であり、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、ジャパン石油開発(株)、インパックス南西カスピ海石油(株)、インパックス北カスピ海石油(株)、INPEX Holdings Australia Pty Ltd、INPEX Ichthys Pty Ltd等11社は、決算日が12月31日ですが、連結決算日現在で決算を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ)デリバティブ

時価法

- (ハ)たな卸資産
海外のたな卸資産
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
国内のたな卸資産
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (イ)有形固定資産（リース資産を除く）
海外の鉱業用資産は主として生産高比例法によっております。
その他は主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 2年～60年 |
| 坑井 | 3年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～22年 |
- (ロ)無形固定資産（リース資産を除く）
探鉱開発権
探鉱段階のものについては支出のあった連結会計年度において一括償却し、生産段階のものについては生産高比例法を採用しております。
鉱業権
主として生産高比例法によっております。
その他
主として定額法によっております。
自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (ハ)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- (イ)貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ)生産物回収勘定引当金
生産物回収勘定に対する損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し計上しております。
- (ハ)探鉱投資引当金
資源探鉱投資法人等の株式等の損失に備えるため、投資先各社の資産状態を検討のうえ計上しております。
- (ニ)探鉱事業引当金
探鉱段階の連結子会社による探鉱事業費用に備えるため、探鉱投資計画に基づき、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。
- (ホ)役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度の負担する支給見込額に基づき計上しております。
- (ヘ)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、一部の連結子会社は小規模企業に該当するため退職給付債務の計算は簡便法（自己都合要支給額）によっております。
数理計算上の差異は、発生年度に全額を費用処理しております。

(ト)事業損失引当金

石油・天然ガスの開発、生産及び販売事業等に係る損失に備えるため、個別に事業の状況等を勘案し計上しております。

(チ)特別修繕引当金

一部の連結子会社において、油槽設備等の定期修繕費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ)連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(ロ)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関連)

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 外貨建予定取引

(金利関連)

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は外貨建予定取引と重要な条件が同一であるため有効性の判定を省略しております。金利スワップは特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

(ハ)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年の定額法で償却することとしております。

(ニ)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(ホ)生産物回収勘定の会計処理

生産分与契約に基づき投下した作業費を計上しております。生産開始後、同契約に基づき生産物（原油及び天然ガス）をもって投下作業費を回収しております。

[表示方法の変更]

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めておりました「長期預金」は金額的重要性により、当連結会計年度より区分掲記しました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」は金額的重要性により、当連結会計年度より区分掲記しました。

前連結会計年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「事業撤退損」は、金額的重要性により、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しました。なお、当連結会計年度における「事業撤退損」の金額は1,564百万円であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

(担保資産)	百万円	百万円
建物及び構築物	2,091	(2,091)
坑井	1,213	(1,213)
機械装置及び運搬具	8,974	(8,974)
その他(有形固定資産)	0	(0)
投資有価証券	7,395	(-)
その他(投資その他の資産)	226	(-)
計	19,901	(12,279)
(担保付債務)	百万円	百万円
短期借入金	996	(980)
未払金	5,118	(4,733)
長期借入金	1,437	(1,403)
その他(固定負債)	16	(-)
計	7,569	(7,116)

上記のうち()内書は財団抵当並びに当該債務を示しております。

また、上記以外にイクシスLNGプロジェクトファイナンス及びBTCパイプラインプロジェクトファイナンスに対し、担保に供しているものは次のとおりであります。

イクシスLNGプロジェクトファイナンス

	百万円
現金及び預金	3,602
未収入金	160
その他(流動資産)	64,631
土地	133
建設仮勘定	172,377
投資有価証券	15,758
計	256,662
BTCパイプラインプロジェクトファイナンス	
投資有価証券	5,239百万円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、606,742百万円であります。

3. 保証債務

(1) 銀行借入に対する債務保証

	百万円
Tanggung Trustee※	15,463
Fujian Tranche※	5,481
サハリン石油ガス開発㈱	3,460
インペックス北カンボス沖石油㈱	1,969
従業員（住宅資金借入）	153
合計	26,529

※MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入

(2) デリバティブ取引に対する債務保証

Ichthys LNG Pty Ltd △4,872百万円

上記デリバティブ取引は、イクシスLNGプロジェクトにおける開発費支払いの為替リスクを回避する目的のもので、評価損益（△：損失）を記載しております。

(3) 完工保証

当連結会計年度より、イクシスLNGプロジェクトファイナンスに関連して、資産を担保に供したことに加え、他のプロジェクトパートナーとともに権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンダーに差し入れております。（完工保証）

当連結会計年度末における当社分の保証負担額は、128,863百万円であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位: 株)

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式数				
普通株式	3,655,809	—	—	3,655,809
甲種類株式	1	—	—	1
合計	3,655,810	—	—	3,655,810
自己株式				
普通株式	4,916	—	—	4,916
合計	4,916	—	—	4,916

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	14,603	4,000	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	甲種類株式	0	4,000	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	12,778	3,500	平成24年9月30日	平成24年12月3日
	甲種類株式	0	3,500	平成24年9月30日	平成24年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,778	3,500	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,500	平成25年3月31日	平成25年6月26日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、石油・天然ガス開発資金及びパイプライン・LNG受入基地等建設資金を、手許資金及び銀行借入により調達することを基本方針としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業管理細則及び与信管理細則に従い取引先の信用状況を適時に把握し、リスク軽減を図っております。保有する有価証券・投資有価証券で、市場価格の変動リスクに晒されているものについては、時価が定期的に経営会議にて報告されております。

借入金は変動金利を基本としておりますが、個別プロジェクトの状況に合わせて、金利スワップによる支払利息の固定化を含めた固定金利の借入も行っております。外貨建資産・負債にかかる為替変動リスクに対しては、外貨建資産・負債のバランスを取るとともに、社内方針に基づき必要に応じて先物為替予約等のデリバティブ取引を利用したリスク管理を行っております。デリバティブ取引に関しては、社内規程に従って行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	483,814	483,847	32
(2) 受取手形及び売掛金	117,411	117,411	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	808,389	808,389	－
(4) 長期預金	287,273	289,006	1,733
資産計	1,696,887	1,698,654	1,766
(1) 短期借入金	8,560	8,507	△53
(2) 長期借入金	466,908	456,403	△10,505
負債計	475,469	464,910	△10,558
デリバティブ取引※	31,329	31,329	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金に含まれる1年以内償還予定の長期預金については、(4)長期預金と同様な方法にて時価を算定しております。その他の現金及び預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様な新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 短期借入金

短期借入金に含まれる1年以内返済予定の長期借入金に関しては、(2)長期借入金と同様な方法にて時価を算定しております。また、その他の短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様な新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブの時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債(2)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額30,728百万円）、優先出資証券（連結貸借対照表計上額5,000百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額110,654百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、非上場株式及び関係会社株式のうち資源探鉱投資法人等の株式については、投資先各社の資産状態を検討の上、探鉱投資引当金を計上しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	679,639円63銭
2. 1株当たり当期純利益	50,114円22銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

株式の分割、単元株制度の採用

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、普通株式の株式分割の実施及び普通株式と甲種類株式について単元株制度を採用することについて決議いたしました。本件につきましては、平成25年6月25日開催予定の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会で承認が得られることを条件としています。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社は、東京証券取引所市場第一部上場企業の投資単位として一般的な価格帯を意識し、当社株式の投資単位の引き下げにより、個人投資家をはじめとする幅広い投資家層が当社株式により一層投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的として、普通株式1株につき400株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において示されている内容を踏まえ、普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。これらの取り組みにより、当社株式の投資単位あたりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の4分の1となります。

なお、甲種類株式（非上場）につきましては、株式の分割を実施せず、単元株式数を1株といたします。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき400株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数		
株式分割前の発行済株式総数	普通株式	3,655,809株
	甲種類株式	1株
	合計	3,655,810株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	1,458,667,791株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	1,462,323,600株
	甲種類株式	1株
	合計	1,462,323,601株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	3,600,000,000株
	甲種類株式	1株
	合計	3,600,000,001株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年 9月13日 (金)
基準日	平成25年 9月30日 (月)
効力発生日	平成25年10月 1日 (火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株、甲種類株式の単元株式数を1株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月 1日 (火)

(参考) 平成25年9月26日 (木) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. その他

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額	1,699円10銭
1株当たり当期純利益	125円29銭

貸借対照表

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	当 期 (平成25年3月31日現在)	科 目	当 期 (平成25年3月31日現在)
流動資産の部	824,389	流動負債の部	891,725
現金及び預金	430,958	買掛金	3,524
有価証券	28,442	1年内返済予定の長期借入金	3,616
仕掛品及び半成品	272,080	リース負債	43
原材料及び貯蔵品	2,516	未払費用	32,136
前払費用	55	未払法人税等	2,863
関係会社短期貸付金	1,628	繰延税金負債	18,428
倒引当金	15	前受り金	597
	738	関係会社預り金	86
	45,213	役員賞与引当金	367
	45,055	関係会社引当金	797,757
	△2,315	役員賞与引当金	110
固定資産の部	2,353,227	資産除却負債	845
有形固定資産	235,708	その他	31,345
建物	9,556	固定負債	189,764
構築物	86,765	長期借入金	153,671
機械及び装置	1,786	リース負債	114
車両運搬具	25,487	繰延税金負債	5,973
工具器具	39	退職給付引当金	8,156
土地	1,605	事業損失引当金	3,705
建物	16,769	関係会社事業損失引当金	14,509
建設仮勘定	152	資産除却負債	2,219
	93,545	その他	1,414
無形固定資産	94,012	負債合計	1,081,489
のれん	90,388	純資産の部	
ソフトウェア	0	株主資本	2,061,300
その他	2,020	資本剰余金	290,809
	1,603	資本準備金	1,023,802
投資その他の資産	2,023,506	利益剰余金	751,936
投資有価証券	527,778	その他利益剰余金	751,936
関係会社株	1,188,459	特別償却準備金	647
関係会社出資	0	海外投資等損失準備金	38,603
長期貸付金	0	探鉱準備金	8,581
従業員に対する長期貸付金	2	繰越利益剰余金	704,104
関係会社長期貸付金	22	自己株	△5,248
長期前払費用	85,872	評価・換算差額等	34,827
長期前払費用	550	その他有価証券評価差額金	34,827
生産物の回収勘定	287,273	純資産合計	2,096,127
生産物の回収勘定	110,072	負債・純資産合計	3,177,617
倒引当金	18,596		
生産物回収勘定	△97		
探鉱投資引当金	△673		
	△194,348		
資産合計	3,177,617		

損益計算書

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	当 期 (自平成24年4月1日) (至平成25年3月31日)	
売上高		399,496
売上原価		173,695
売上総利益		225,800
探鉱費		175
販売費及び一般管理費		44,347
営業利益		181,278
営業外収益		
受取利息	4,557	
有価証券利息	2,099	
受取配当金	69,276	
為替差益	20,849	
その他	5,192	101,975
営業外費用		
支払利息	2,000	
探鉱投資引当金繰入額	23,402	
事業損失引当金繰入額	3,705	
関係会社事業損失引当金繰入額	2,526	
その他	4,249	35,885
経常利益		247,369
税引前当期純利益		247,369
法人税、住民税及び事業税	99,192	
法人税等調整額	1,087	100,279
当期純利益		147,090

株主資本等変動計算書

(自平成24年4月1日
至平成25年3月31日)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

	株 主 資 本								評価・換算差額等	純資産計	
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計				
			特別償却準備金	海外投資等損失準備金	探 鉱 準備金	繰越利益剰余金			その他有価証券評価差額金		
当期首残高	290,809	1,023,802	-	40,869	9,291	582,067	632,227	△5,248	1,941,592	7,198	1,948,790
当期変動額											
特別償却準備金の積立			647				△647	-			-
海外投資等損失準備金の取崩				△2,266			2,266	-			-
探鉱準備金の積立					8,560		△8,560	-			-
探鉱準備金の取崩					△9,269		9,269	-			-
剰余金の配当						△27,381	△27,381		△27,381		△27,381
当期純利益						147,090	147,090		147,090		147,090
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										27,628	27,628
当期変動額合計	-	-	647	△2,266	△709	122,037	119,708	-	119,708	27,628	147,337
当期末残高	290,809	1,023,802	647	38,603	8,581	704,104	751,936	△5,248	2,061,300	34,827	2,096,127

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品及び半成工事

移動平均法

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 2～60年

坑井 3年

機械及び装置 2～22年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、のれんの償却については、20年の定額法で償却することとしております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

生産物回収勘定引当金

生産物回収勘定に対する損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し計上しております。

探鉱投資引当金

資源探鉱投資法人等の株式等に対する損失に備えるため、投資先各社の資産状態を検討のうえ計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度の負担する支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

事業損失引当金

なお、数理計算上の差異は発生時に一括費用処理することとしております。

当社における石油・天然ガスの開発、生産及び販売事業等に係る損失に備えるため、個別に事業の状況等を勘案し計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法
 ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理を採用しております。
 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引
 ヘッジ対象 借入金を支払金利
 ヘッジ方針 デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。
 ヘッジ有効性の評価 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理について 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 生産物回収勘定の会計処理について 生産分与契約に基づき投下した作業費を計上しております。生産開始後、同契約に基づき生産物（原油及び天然ガス）をもって投下作業費を回収しております。

〔表示方法の変更〕

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」は金額的重要性により、当事業年度より区分掲記しました。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

(担保資産)	百万円	百万円
建物	1,056	(1,056)
構築物	1,023	(1,023)
坑井	1,213	(1,213)
機械及び装置	8,973	(8,973)
投資有価証券	7,395	(—)
その他（投資その他の資産）	226	(—)
計	19,889	(12,267)
(担保付債務)	百万円	百万円
未払金	385	(—)
長期借入金（1年内返済予定含む）	2,434	(2,383)
その他（固定負債）	16	(—)
計	2,836	(2,383)

上記のうち（ ）内書は財団抵当並びに当該債務を示しております。

上記投資有価証券のうち6,536百万円は、子会社の揮発油税及び地方道路税の納期延長のための担保として提供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 211,879百万円

3. 保証債務

(1) 銀行借入等に対する債務保証

	百万円
インベックス北カスピ海石油(株)	85,732
Tangguh Trustee※	15,463
Fujian Tranche※	5,481
インベックストレーディング(株)	5,351
サハリン石油ガス開発(株)	3,460
インベックス北カンボス沖石油(株)	1,969
従業員 (住宅資金借入)	153
帝石トッピング・プラント(株)	60
計	117,672

※MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン(株)を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入

(2) デリバティブ取引に対する債務保証

Ichthys LNG Pty Ltd	△4,872百万円
上記デリバティブ取引は、イクシスLNGプロジェクトにおける開発費支払いの為替リスクを回避する目的のもので、評価損益 (△：損失) を記載しております。	

(3) 完工保証

当事業年度より、イクシスLNGプロジェクトファイナンスに関連して、他のプロジェクトパートナーとともに権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンダーに差し入れております。(完工保証)
当事業年度末における当社分の保証負担額は、128,863百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

	百万円
短期金銭債権	54,308
長期金銭債権	85,872
短期金銭債務	805,640
長期金銭債務	30

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

	百万円
営業取引による取引高	
売上高	51,986
仕入高	1,487
その他の営業取引	14,002
営業取引以外の取引高	71,388

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株数	
普通株式	4,916株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

探鉱投資引当金	59,878百万円
投資有価証券評価損	3,164百万円
土地評価損	3,959百万円
退職給付引当金	2,510百万円
事業損失引当金	1,140百万円
関係会社事業損失引当金	4,465百万円
資産除去債務	964百万円
未払賞与	752百万円
生産物回収勘定引当金	207百万円
その他	8,672百万円
繰延税金資産小計	85,715百万円
評価性引当額	△83,695百万円
繰延税金資産合計	2,020百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,420百万円
海外投資等損失準備金	5,376百万円
パーチェス法適用に伴う時価評価差額等	1,303百万円
探鉱準備金	401百万円
その他	89百万円
繰延税金負債合計	8,591百万円
繰延税金負債の純額	6,571百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	残高 (百万円)
子会社	インペックス トレーディング ㈱	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	原油売上 (注1)	50,167	売掛金	5,138
	インペックス 北カスピ海石 油㈱	所有割合 (直接) 45.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	金銭の貸付 (米ドル貨建) (注2)	33,297 412	—	—
				金銭の貸付 (注3)	—	長期貸付金	39,852
				金銭の貸付 (米ドル貨建) (注4)	—	短期貸付金	1,084 11
						長期貸付金	25,072 266
				金銭の貸付 (米ドル貨建) (注5)	13,637 146	長期貸付金	13,797 146
				債務保証 (注6)	85,732	—	—
	インペックス 西蒙州ブラウ ズ石油㈱	所有割合 (直接) 99.95% (間接) 0.05% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	増資の引受 (注7)	284,000	—	—
	ジャパン石油 開発㈱	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	資金の管理 (注8)	—	関係会社預り金	86,681
	インペックス 南西カスピ海 石油㈱	所有割合 (直接) 51.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	資金の管理 (注8)	—	関係会社預り金	107,435
	INPEX Holdings Australia Pty Ltd	所有割合 (間接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任	資金の管理 (注8)	—	関係会社預り金	468,578
	INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	金銭の貸付 (米ドル貨建) (注9)	58,942 744	—	—
				増資の引受 (注10)	107,567	—	—
	INPEX Gas British Columbia Ltd.	所有割合 (直接) 45.09% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	金銭の貸付 (米ドル貨建) (注11)	63,029 762	短期貸付金	5,660 60
増資の引受 (注12)				37,210	—	—	

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	残高 (百万円)
子会社	INPEX Angola Block 14 Ltd.	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	増資の引受 (注 13)	43,790	—	—
関連会社	Ichthys LNG Pty Ltd	所有割合 (間接) 66.07% 被所有割合 -%	役員の兼任	債務保証 (注 14)	128,863	—	—

(注 1) 原油販売契約書に基づいて、インペックストレディング㈱に市場価格を勘案した適正な価格で原油を販売しております。

(注 2) 金銭の貸付(米ドル貸建)については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、当該貸付金は平成25年2月28日に完済済みのため、当期末には貸付残高はありません。なお、担保は受け入れておりません。

(注 3) 金銭の貸付(円貸建)については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。契約期限及び返済期限は平成36年12月17日であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注 4) 金銭の貸付(米ドル貸建)については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。契約期限及び返済期限は平成31年12月17日であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注 5) 金銭の貸付(米ドル貸建)については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。契約期限及び返済期限は平成40年12月17日であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注 6) 債務保証は開発事業資金として金融機関からの融資に対して保証したものであり、取引金額は期末現在の保証残高であります。

(注 7) 当社がインペックス西豪州ブラウズ石油㈱の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

(注 8) 当社はグループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてキャッシュ・マネジメント・システム(以下CMS)を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとにと取引金額を集計する事は実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(注 9) 金銭の貸付(米ドル貸建)については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、当該貸付金は平成24年12月27日に完済済みのため、当期末には貸付残高はありません。なお、担保は受け入れておりません。

(注10) 当社がINPEX Oil & Gas Australia Pty Ltdの行った株主割当増資を1株1米ドルで引き受けたものであります。

(注11) 金銭の貸付(米ドル貸建)については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。契約期限及び返済期限は平成26年1月31日であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注12) 当社がINPEX Gas British Columbia Ltd.の行った株主割当増資を1株1カナダドルで引き受けたものであります。

(注13) 当社がINPEX Angola Block 14 Ltd.の行った株主割当増資を1株1,000米ドルで引き受けたものであります。

(注14) 債務保証はプロジェクトファイナンスに関連して、権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンドナーに対して差し入れたものであり、取引金額は期末現在の当社分の保証残高であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	574,140円93銭
2. 1株当たり当期純利益	40,288円77銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

株式の分割、単元株制度の採用

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、普通株式の株式分割の実施及び普通株式と甲種類株式について単元株制度を採用することについて決議いたしました。本件につきましては、平成25年6月25日開催予定の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会で承認が得られることを条件としています。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社は、東京証券取引所市場第一部上場企業の投資単位として一般的な価格帯を意識し、当社株式の投資単位の引き下げにより、個人投資家をはじめとする幅広い投資家層が当社株式により一層投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的として、普通株式1株につき400株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において示されている内容を踏まえ、普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。これらの取り組みにより、当社株式の投資単位あたりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の4分の1となります。

なお、甲種類株式（非上場）につきましては、株式の分割を実施せず、単元株式数を1株といたします。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき400株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	3,655,809株
	甲種類株式	1株
	合計	3,655,810株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	1,458,667,791株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	1,462,323,600株
	甲種類株式	1株
	合計	1,462,323,601株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	3,600,000,000株
	甲種類株式	1株
	合計	3,600,000,001株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年9月13日（金）
基準日	平成25年9月30日（月）
効力発生日	平成25年10月1日（火）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株、甲種類株式の単元株式数を1株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火）

（参考）平成25年9月26日（木）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. その他

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額	1,435円35銭
1株当たり当期純利益	100円72銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

国際石油開発帝石株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、国際石油開発帝石株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

国際石油開発帝石株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、国際石油開発帝石株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月17日

国際石油開発帝石株式会社 監査役会

常勤監査役 高井 義嗣 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 戸 恒 東 人 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 角 谷 講 治 ㊟

監査役(社外監査役) 佐 藤 弘 ㊟

監査役(社外監査役) 船 井 勝 ㊟

以 上

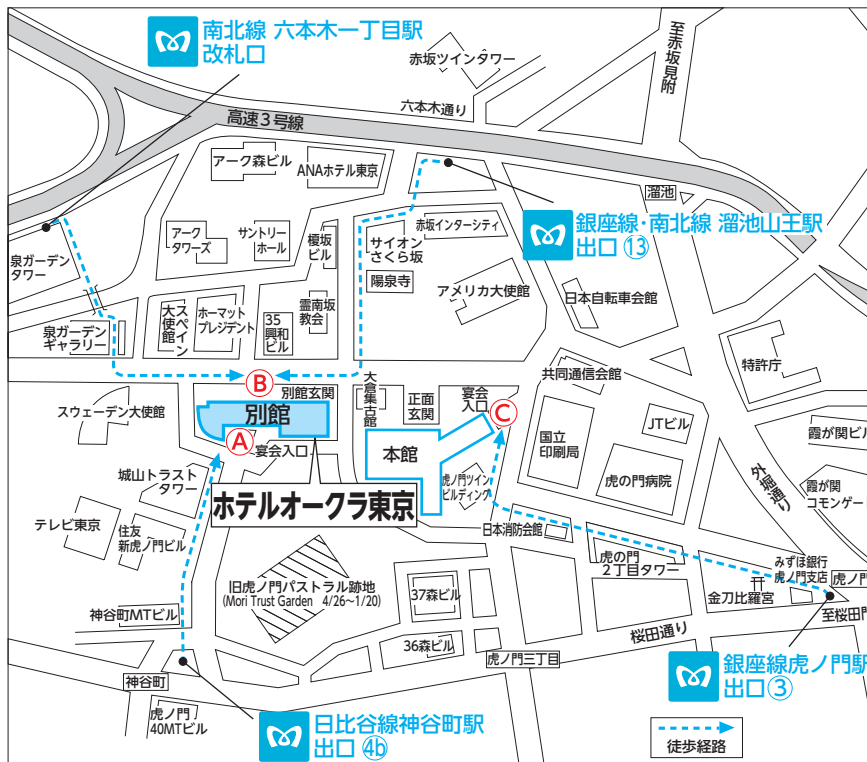
〈× 毛 欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing.

国際石油開発帝石株式会社

第7回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館地下2階「アスコットホール」
電話 (03) 3582-0111



●地下鉄の最寄り下車駅 (いずれも徒歩10分以内)

日比谷線 神谷町駅 4b出口 (A)の別館宴会入口をご利用下さい。

銀座線 } 溜池山王駅 13番出口 (B)の別館玄関をご利用下さい。
南北線 }

南北線 六本木一丁目駅 改札口出口 (B)の別館玄関をご利用下さい。

銀座線 虎ノ門駅 3番出口 (C)の本館宴会入口をご利用下さい。

※日比谷線 神谷町駅から徒歩でご来場いただくのが便利です。